

いわて県民計画

ゆたかさ・つながり・ひと

～ いっしょに^{はぐく}育む「希望郷いわて」 ～

アクションプラン【改革編】

平成 21 年度(2009 年度)～平成 22 年度(2010 年度)

平成 22 年 1 月

岩 手 県

◎アクションプラン（改革編）（案）：目次

I 行財政改革の現状と課題

- 1 これまでの取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

II 改革の基本方針

- 1 さらなる取組の必要性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 2 改革の基本姿勢・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 3 今後2年間の基本的な視点と取組目標・・・・・・・・・・・・ 7
- 4 基本的な視点と取組目標を踏まえた4つの改革・・・・・・・・ 10
- 5 推進期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 6 進行管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

III 具体的な推進項目・改革の工程表

- 【改革1】 組織パフォーマンスの向上・・・・・・・・・・・・ 11
- 【改革2】 行財政構造の徹底した簡素・効率化・・・・・・・・ 17
 - 1 政策の選択と集中による行財政資源の配分・・・・・・・・ 17
 - 2 行財政運営の徹底した見直し・・・・・・・・・・・・・・ 19
 - 3 公営企業改革・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
 - 4 県出資等法人改革・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
 - 5 地方独立行政法人改革・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
- 【改革3】 民間力・地域力が最大限に発揮される仕組みづくり・・・・・・・・ 32
- 【改革4】 県と市町村の役割分担の再構築・・・・・・・・・・・・ 35

資料編

- 資料1：本県の行財政の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 39
- 資料2：行政経営指標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 44

I 行財政改革の現状と課題

1 これまでの取組

- 本県では、社会経済情勢の大きな変化や、一層厳しさを増す財政状況を踏まえ、効果的に政策を展開していく仕組みづくりや、行財政改革をしっかりと進め、その中で、政策の選択と集中を徹底し、より効果の高い取組を推進していくために、平成 20 年 1 月に「いわて希望創造プラン」の改革編として「岩手県集中改革プログラム」を策定し、平成 22 年度までを取組期間として県民本位の分権改革と行財政基盤の強化に向けた 5 つの改革を職員一丸となって推進してきました。

【県民本位の分権改革】

- 権限移譲の推進など市町村の行財政基盤強化の支援や、広域振興局体制整備に向け取り組んだほか、いわて公共サービス・マッチングシステム^{※1}によるコンビニエンスストアとの協定締結、外部委託などによる民間企業との連携など官民協働の拡大に向けた仕組みづくり、指定管理者制度^{※2}に基づく第 2 期目の指定管理者の指定とこれに伴う公の施設の点検を実施するなど、地方分権や民間力・地域力が発揮される仕組みづくりを進めてきました。
- しかし、地方分権改革については、社会経済情勢の急激な変化に対応した産業振興が急務となっていることや、平成 21 年度末に合併新法の期限が迫っていること、さらには、国の地方分権改革推進委員会の勧告を踏まえた第二期分権改革への対応など緊急性の高い課題に対応したシステム構築の取組をこれまで以上に加速させていく必要があります。
- また、官民協働の仕組みの整備は着実に進んでいますが、取組事例を増やし、具体的な成果につなげていくことが課題です。今後、官民協働の仕組みをより有効に活用し、多様な主体との協働を一層推進していく必要があります。

改革 1 県と市町村の役割分担の再構築

- 各地域における合併推進の動きを支援（市町村合併に関する意見交換会等の開催：158 回（延べ）など）
- 岩手県分権推進会議での役割分担の議論等を踏まえ、市町村別権限移譲推進プログラムの策定：全市町村
- 市町村への移譲事務 H19：977 事務（延べ 3,499 事務） H20：987 事務（延べ 2,975 事務）
- 広域振興局体制の具体的な組織等の検討を行い、体制整備の基本的考え方を公表 など

改革 2 民間力・地域力が最大限に発揮される仕組みづくり

- 事務事業の総点検（1,727 事業）：20～22 年度までの改革の方向性：廃止・終了 168 事業、外部委託化 41 事業、統合・再編 211 事業、簡素・効率化 999 事業、その他 128 事業
- 外部委託 H19：11 事業（経費削減額 約 6 千 7 百万円）、H20：3 事業（経費削減額 約 1 千 6 百万円）
- いわて公共サービス・マッチングシステム（コンビニエンスストアとの包括協定締結 1 件）
- 第 2 期指定管理者の指定：岩手県公会堂（20 年度）、指定管理者募集：38 施設
- 公の施設の必要性・運営状況の点検：56 施設（民間移管：1 施設、運営の簡素・効率化：38 施設、その他見直し 14 施設、見直し効果額：約 1 億 1 千万円）
- 岩手型市場化テスト^{※3}の導入（提案公募型アウトソーシング^{※4}の実施）：提案数 14 件（うち外部委託 1 件） など

※1 **いわて公共サービス・マッチングシステム** 企業が地域貢献活動について、県と連携して取組を実施しようとする場合、県の総合窓口を通じて、相談・提案をいただき調整を行う仕組み

※2 **指定管理者制度** 公の施設の管理について、従来の管理団体が地方公共団体の出資法人等に限られていた管理委託制度に代わり、議会の議決を経て指定される「指定管理者」が管理を代行する制度

※3 **市場化テスト** これまで専ら「国や地方自治体等」が担ってきた公共サービスについて、「国や地方自治体等」と「民間」が対等の立場で競争入札に参加し、価格・質の両面で最も優れた者が、そのサービスの提供を担っていく制度

※4 **提案公募型アウトソーシング** 県が行うべき業務を県の職員以外に委託する際に、サービスの「質の維持・向上」や「コストの削減」を進めるために、県民の皆様から委託化に関する提案を頂き、県の業務の外部委託を進める取組

【行財政基盤の強化に向けた改革】

- 限られた職員体制においても、質の高い、効率的な行政サービスを提供できるよう、行政課題に応じた組織体制の整備や岩手県職員憲章の策定などを行ったほか、公共調達改革など透明性・公正性の一層の確保などに取り組みました。
- また、厳しい財政状況を踏まえ、歳入確保の強化の取組や徹底した歳出の見直し、職員体制のスリム化、県出資等法人の見直しなど、県民の皆様の御協力と職員の創意工夫の下、プログラムに基づく取組を着実に推進してきました。
- しかしながら、社会経済情勢が厳しさを増す中、公共サービスに対する期待はますます高まってきており、人材育成制度の充実や職員が能力を十分に発揮できる体制づくりなど、スリムな職員体制を維持しつつ、組織パフォーマンスを向上させる具体的な取組を推進する必要があります。
- また、県財政を取り巻く環境の急激な変化により、プライマリーバランスの均衡^{※5}を含む中期財政見通し（平成 20 年 2 月策定）を見直さざるを得ない状況となっていることを踏まえ、今後、なお一層の歳入確保の強化や歳出見直しの徹底など行財政の簡素・効率化の取組を進める必要があります。

改革3 組織パフォーマンスの向上

- コンビニエンスストアでの自動車税納入運用
- 「岩手県職員憲章」の策定・公表
- 公共調達の改革：官製談合の防止、県営建設工事の入札改革、建設関連業務の条件付一般競争入札の試行、物品調達・印刷請負に係る一般競争入札拡大
- 電子申請手続きの拡大（計 53 手続） など

改革4 行財政構造の徹底した簡素・効率化

【歳入確保の強化の主な取組】

- 地方交付税の特別枠である「地域雇用創出推進費」創設による本県措置分 H19：約43億円 H20：約50億円
- 県有未利用資産等の活用：約11.2億円

【事務事業評価に基づく廃止・休止及び縮減】

- H19：171事業 廃止・縮減額：約23億円、H20：44事業 廃止・縮減額：約9億円

【徹底した歳出の見直しの主な取組】

- 総人件費の抑制 H19：約46億円、H20：約39億円
- 補助金の見直し H19：約11億円、H20：約11億円
- 職員のスリム化（知事部局等職員（公営企業を除く） H19.4→H21.4：755人（3.6%）純減（H21.4.1職員数：20,495人、うち知事部局 4,162人） など

改革5 外郭団体等の改革

- 出資等法人の整理統合解散3法人
- 県関与の適正化（県派遣職員の減24名減） など

※5 プライマリーバランスの均衡 新規の県債発行額が、その年度の県債元金償還額を下回る状態

2 現状と課題

- 平成19年度の「岩手県集中改革プログラム」策定時に更なる改革の必要性として掲げた本県の行財政を取り巻く課題（グローバル化、地方分権改革、官民協働、厳しい財政状況）への対応は、依然として必要な状況にあります。

また、今後、改革を推進していく上で、以下の課題には、特に留意していく必要があります。

(1) 本県の行財政状況に影響を及ぼす課題

ア 人口減少・少子高齢化

- 本県の人口は、全国の減少率を上回るスピードで減少しており、今後もこのような減少傾向が続いた場合、平成20年の135万人から平成30年には120万人～125万人程度に減少すると見込まれています。
- さらに、生産年齢人口（15歳～65歳未満）の割合は、平成20年の60.2%から平成30年には56%に低下する一方、老年人口（65歳以上）の割合は26.3%から32～33%にまで増加すると予測されており、今後、地域経済や財政に対する特にマイナス面の影響、さらには子育てや介護をはじめとする家族の相互扶助機能の一層の低下が懸念されます。

参考1

岩手県の総人口（指数は平成20年=100とした場合）（単位：千人）

	平成20年 (2008年)		平成30年 (2018年)	
		指数		指数
総人口	1,352	100.0	1,198 ～ 1,254	88.6 ～ 92.7
生産年齢人口	817 (60.2%)	100.0	672 (56.1%) ～ 705 (56.2%)	82.3 ～ 86.3
老年人口	357 (26.3%)	100.0	395 (32.1%) ～ 403 (33.0%)	110.6 ～ 112.8

<参考>長期ビジョン：岩手県の将来推計人口

イ 価値観の多様化

- 一般的に県民のニーズは、高度経済成長期までの画一的・集団主義的な傾向から、価値観の多様化や個人化が進行する傾向へと変化しており、これに伴い、公共サービスへのニーズも一層多様化してきました。
- また、少子高齢社会の到来や男女共同参画社会の形成に伴い、従来は家庭等において行われていた保育や介護などが、行政サービスとして求められるようになり、新たな公共サービスのニーズへの対応が必要となっています。

(参考)

◎ 県民意識調査

県が平成 21 年に行った「県の施策に関する県民意識調査」の結果、県民のニーズ度(重要度から満足度を引いた数値)が高い項目は、次のとおり。(上位 10 項目を記載)

雇用や人材育成、保健・医療・福祉等に関する項目が、上位を占めています。

ニーズ度が高い項目

順位	(参考) 20年 順位	6本の 柱等	項 目	
			番号	
1	1	①	6	安定した就職環境
2	3	①	7	商店街のにぎわい
3	2	③	12	安心な子育て環境整備
4	4	③	13	高齢者や障がい者に安心な地域づくり
5	6	②	8	農山漁村の活力
6	5	③	11	適切な医療体制
7	7	②	5	次世代を担う産業人材育成
8	11	①	1	県内経済の活性化
9	10	⑤	20	人間性豊かな子どもの育成
10	9	⑥	28	新エネルギー利用

※項目は設問文を要約して記載している。

(県の施策に関する県民意識調査)

平成 20 年に策定した「いわて希望創造プラン」に基づいて実施する県の施策について、県民がどの程度の重要性を感じ、現在の状況にどの程度満足しているか等を定期的に把握

ウ 国・地方の財政環境の悪化

- 国・地方の財政は、90 年代以降の景気の低迷による税収の減少や累次の経済対策実施などを背景に著しく悪化したため、現在、国と地方合わせて 800 兆円を超える長期公債残高^{※6}を抱える状況となっています。
- また、我が国経済は、金融資本市場の危機を契機とした世界的な景気後退から、一部に底打ちの兆しが見られるものの、依然として「当面の危機」と「構造的な危機」に直面しています。
- 国は、不断の行政改革の推進と無駄排除の徹底を継続していくこととしており、地方においても一層の改革が求められています。
- 本県では、「行財政構造改革プログラム」、それに続く「集中改革プログラム」に基づいて、歳入確保や歳出全般にわたる見直しを継続して行ってきましたが、三位一体改革^{※7}による地方交付税総額の大幅削減、財政調整機能・財源保障機能の低下、さらには景気の低迷などから、本県の財政状況は、一層厳しさを増す状況となっています。

※6 長期公債残高 国債に借入金などを加えた国の長期債務と、地方債などの地方の長期債務を合計したもの

※7 三位一体改革 地方分権改革における「財政面の改革」であり、国と地方公共団体に関する行財政システムに関する3つの改革、すなわち①国庫補助負担金の廃止・縮小、②税財源の移譲、③地方交付税の見直しを同時にバランスよく進める改革

(2) 本県の行財政状況

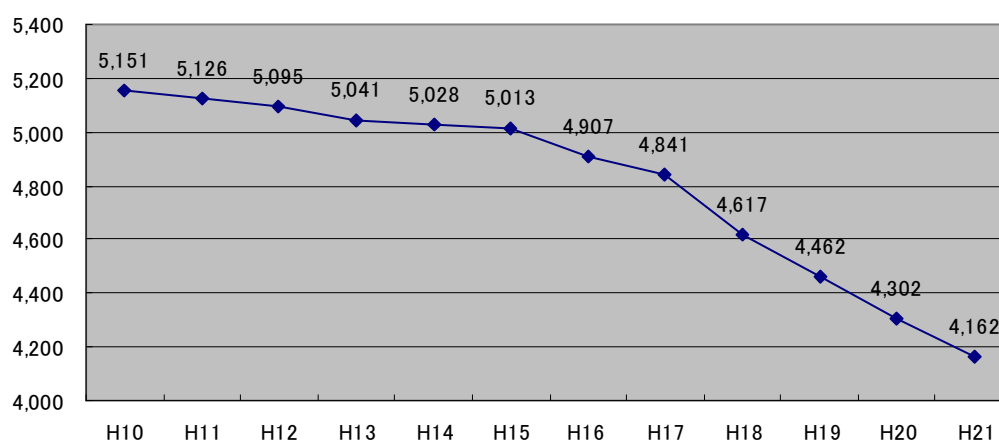
ア 財政状況

- 本県においては、現在の深刻な社会経済情勢を踏まえた場合、県税収入については大幅に落ち込むことが予測されます。また、県債の償還など義務的経費の支出割合が高い水準にある中、地方税、地方交付税が減少し、県債に大きく依存した財政運営を強いられています。
- このような中であって、国の平成 21 年度地方財政対策においては、地方税の減収などに伴う財源不足の補てんのために、臨時財政対策債（赤字地方債）を大幅に増加することとされたことから、本県においては、臨時財政対策債を平成 20 年度よりも 284 億円程度増額する必要が生じました。
- 臨時財政対策債については、その元利償還金に対応した額が、後年度に交付税として交付することとされているものですが、国全体が財源不足の中、県が借金により財源を捻出していることを考えると、県の財政状況は、依然として厳しい状況が続いているといえます。

イ 組織・職員体制

- 集中改革プログラムにおいて、総人件費の抑制を図るため、徹底した事務事業の見直しや、不断の創意工夫により職員体制のスリム化を進めてきており、平成 19 年度で 21,250 人（知事部局 4,462 人）の職員数を平成 21 年度には 20,495 人（知事部局 4,162 人）と 755 人（知事部局 300 人）純減しています。
※平成 10 年度と比較すると知事部局で約 2 割（989 人）の純減となっています。
- 行財政資源の制約が強まっている中でも、県民サービスの維持・向上を図る施策を十分に展開できるよう組織パフォーマンス（質の高い県民本位のサービスを提供するための県の行政組織としての能力や機能）の向上を図る取組を進めていく必要があります。

(参考) 知事部局職員数の推移



Ⅱ 改革の基本方針

1 さらなる取組の必要性

○ 平成19年度から平成22年度までを取組期間とする「岩手県集中改革プログラム」の取組については、県民の皆様のご協力と職員の創意工夫の下、工程表に基づき概ね計画どおり進めてきています。

一方で本県を取り巻く環境については、経済状況の悪化や少子高齢化の進行など一層厳しさを増している課題もあることから、道半ばである「岩手県集中改革プログラム」の取組を引き続き推進していくとともに、長期ビジョンで示した視点を踏まえた取組の見直しを行い、平成22年度までの改革の取組をアクションプラン改革編として推進していきます。

2 改革の基本姿勢

○ アクションプラン「改革編」(H21～H22)の推進に当たっては、次のような姿勢で取り組みます。

▶ **県が有する経営資源を最大限に活用した行政サービスの提供を目指します。**

厳しさを増す財政状況を踏まえ、簡素で効率的な体制を維持しながらも、より一層の職員の積極的な創意工夫のもと、今、県職員が有する知識や技術、既存の県有資産、情報等、さらには県民等とのネットワークなどを最大限に生かして、行政課題の解決やサービス向上に取り組みます。

▶ **「岩手県 I 援隊運動」を展開し、真の「ゆたかさ」に繋がる「ひと」づくり、「つながり」づくりを目指します。**

県民の皆様が真の「ゆたかさ」をより実感できる地域社会の形成に向け、県民活動や地域を支える基本となる人材育成や組織力向上、さらには地域の住民、企業、団体などがみんなで地域を支える仕組みづくりなど、「岩手県 I 援隊運動」の展開により、「ひと」づくり、「つながり」づくりを推進します。

▶ **県民の皆様に、よりご満足いただけるよう自信と誇りをもって行動します。**

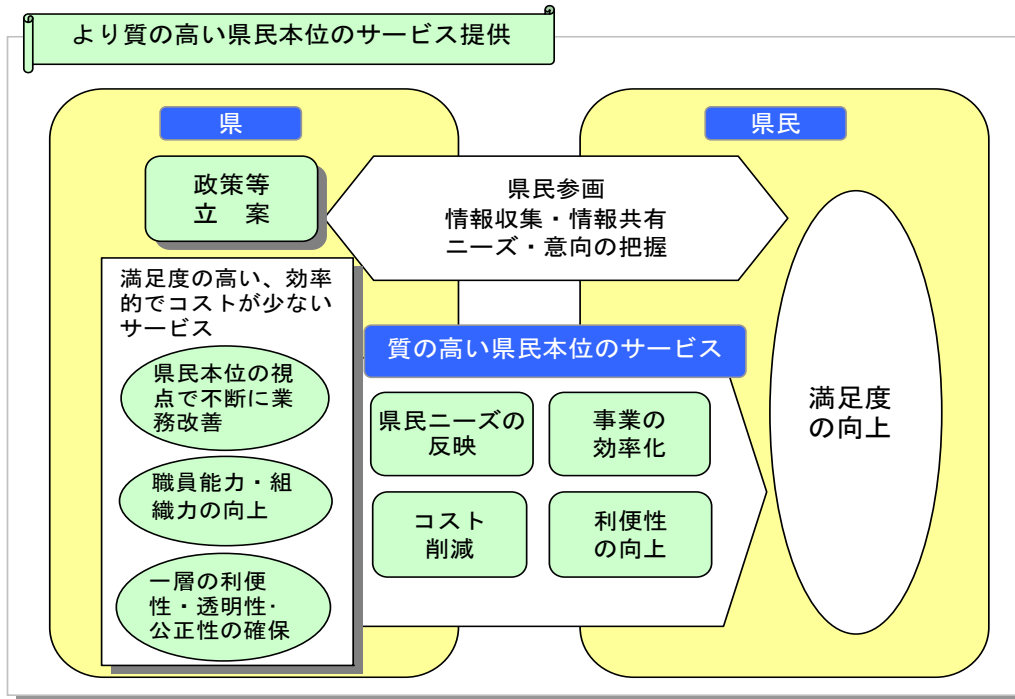
県職員のあるべき姿、行動基準として策定した「岩手県職員憲章」の趣旨を徹底するとともに、これまで以上に県民のために仕事をする自信と誇りを持って、行政の垣根に捕らわれず、県民本位の姿勢に立脚し、県民とともに考え、行動します。

3 今後2年間の基本的な視点と取組目標

(1) 県民満足度を高める行政サービスの提供

～長期ビジョン～
いわての未来づくりを支える専門集団へ

- 厳しさを増す行財政環境の下でも、職員の意識改革を一層推進し、職員一人ひとりが県民本位の視点で創意工夫し、業務の構築や見直しを進め、県民の意向やニーズを的確に行政サービスに反映し、県民満足度を高めます。
- 新たな広域振興局体制と整合性を持った効果的な組織体制を構築します。
- また、平成21年3月に策定した「職員育成ビジョン」に基づき、人材育成制度の充実や環境の変化に対応した職員研修体系の見直しを進め、組織力の向上を図ります。
- 県民が有益な情報を得ることができるよう一層の情報公開を進め、分かりやすさ、使いやすさなど情報提供機能の向上を図るほか、職員の持つ知識やノウハウを県民に活用していただく取組を進めます。
- 県民の安心と信頼に応えるため、行政の透明性、公正性の確保の取組や、「職員憲章」に基づく行動基準を徹底します。

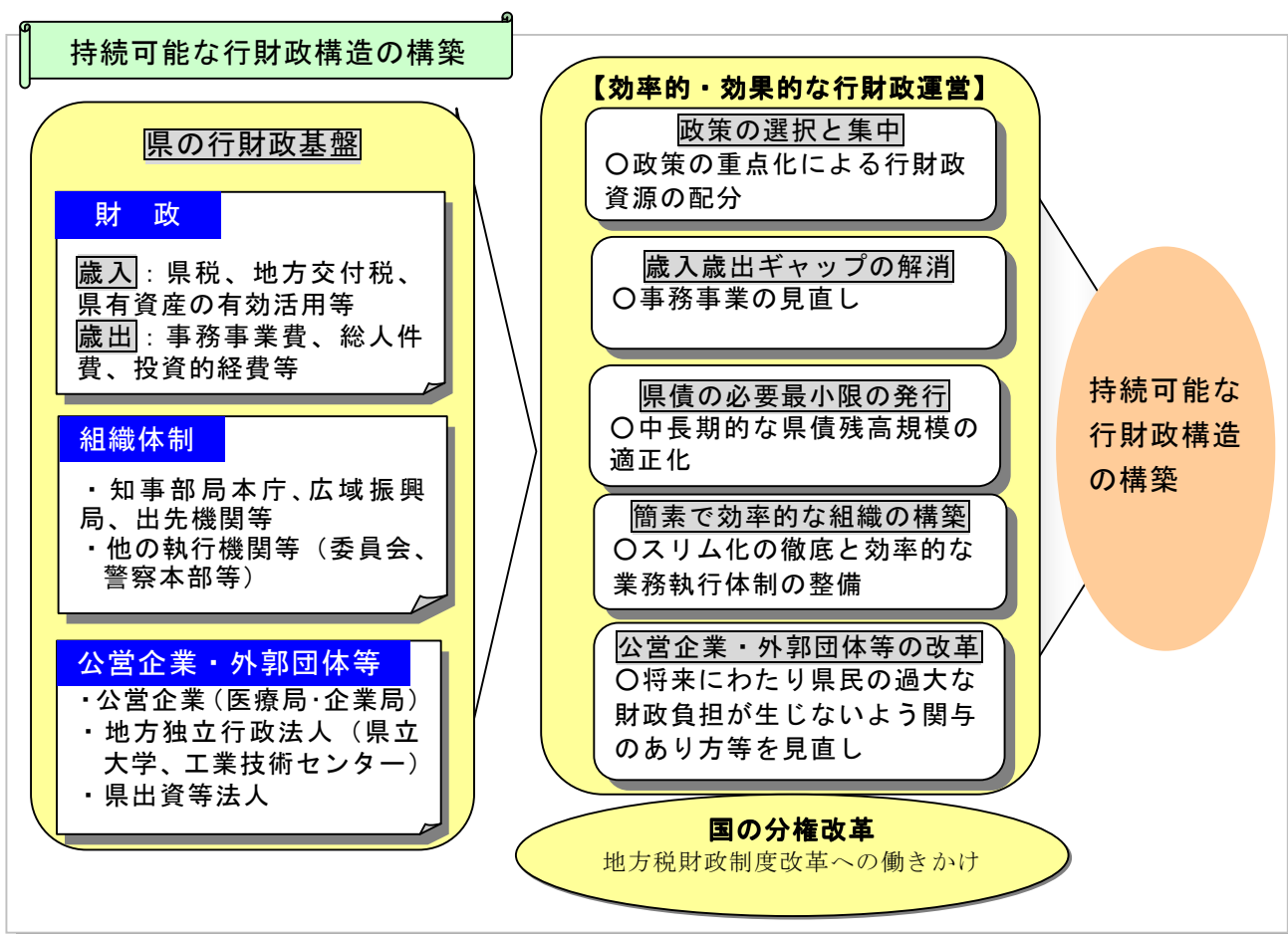


(2) 中期的な収支見込等における予算規模での効率的な行財政運営

～長期ビジョン～
いわてを支える持続可能な行財政構造の構築

- 「岩手県の今後の収支見込等について」において想定した予算規模を目安として、収入未済額の縮減や県有資産の有効活用などの歳入確保の取組、政策の選択と集中の徹底など歳入・歳出全般にわたる行財政改革の取組を一層強化し、効率的・効果的な運営を行います。
- 将来に向けて持続可能な財政運営を行っていくことができるよう地方税財政制度改革を引き続き国に強く働きかけます。

- 財政状況のさらなる透明化に向けて、新たな基準でのバランスシートの公表や財政健全化指標の分かりやすい公表の仕方を工夫します。
- 新たな経営計画に基づく公営企業^{※8}の改革を推進するほか、外郭団体の効率的な運営を確保するため、平成20年1月に策定した「新岩手県出資等法人改革推進プラン」に基づく着実な改革の推進、社会経済情勢を踏まえた地方独立行政法人^{※9}の次期中期目標を策定します。
- 総人件費の抑制を図るため、平成23年4月の職員数を県全体で19,960人程度、知事部局4,000人弱とする簡素で効率的な職員体制を構築します。



(3) 多様な主体が公共サービスを担う仕組みの整備

～長期ビジョン～
多様な主体による公共サービスの提供

- 多様な主体（県民、NPO、企業、団体等）を公共サービスの担い手としてとらえ、役割分担を明確にしながら、民間力・地域力が大きく発揮される仕組みづくりを進めます。

※8 公営企業 水道事業、交通事業、病院事業、下水道事業など地域住民の生活や地域の発展に不可欠なサービスを提供するもので、企業の能率的経営を確保し、経済性を発揮するよう、地方公共団体内部において特別の経営組織を設け、経営するもの。（本県においては、病院、発電、工業用水道が該当）

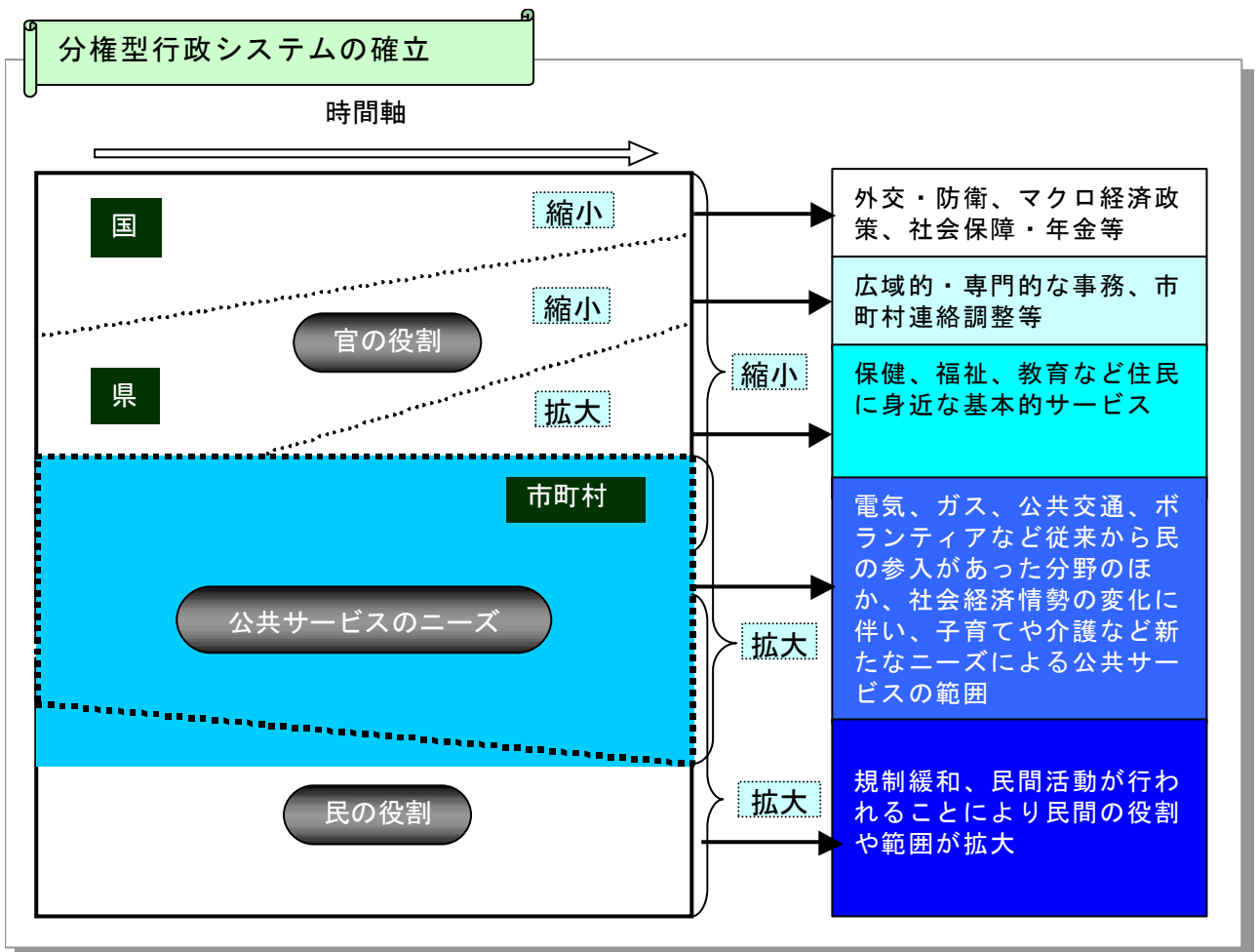
※9 地方独立行政法人 公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であって、民間の主体に委ねた場合には必ずしも実施されない恐れがあるものについて、効率的かつ効果的に行わせることを目的として、地方公共団体が設立する法人

- 新たな官民ネットワークの形成を進めるほか、公共サービスの提供のあり方の検討などに対する県民参画の機会を確保します。
- これまで取り組んできた県民参加や協働の取組のさらなる進化を図ります。
- 新しい官民協働の仕組みをモデル的に導入し、その検証を行います。

(4) 第二期地方分権改革を踏まえた役割分担の再構築

～長期ビジョン～
 活気に満ちたいわてを実現する
 「分権型行政システムの確立」

- 国の地方分権改革推進委員会の勧告を踏まえた第二期分権改革への適切な対応を行います。
- 岩手県分権推進会議において、市町村と県の望ましい役割分担や権限移譲の進め方などの検討を行うとともに、地域における政策を総合的かつ効率的に推進するために県と市町村が協議を行う場を広域圏ごとに設置します。
- 市町村合併の支援や権限移譲など住民に身近な基礎自治体である市町村の強化に向けた支援を行うとともに、広域振興局体制へ移行し、各地域の取組を積極的に支援します。



4 基本的な視点と取組目標を踏まえた4つの改革

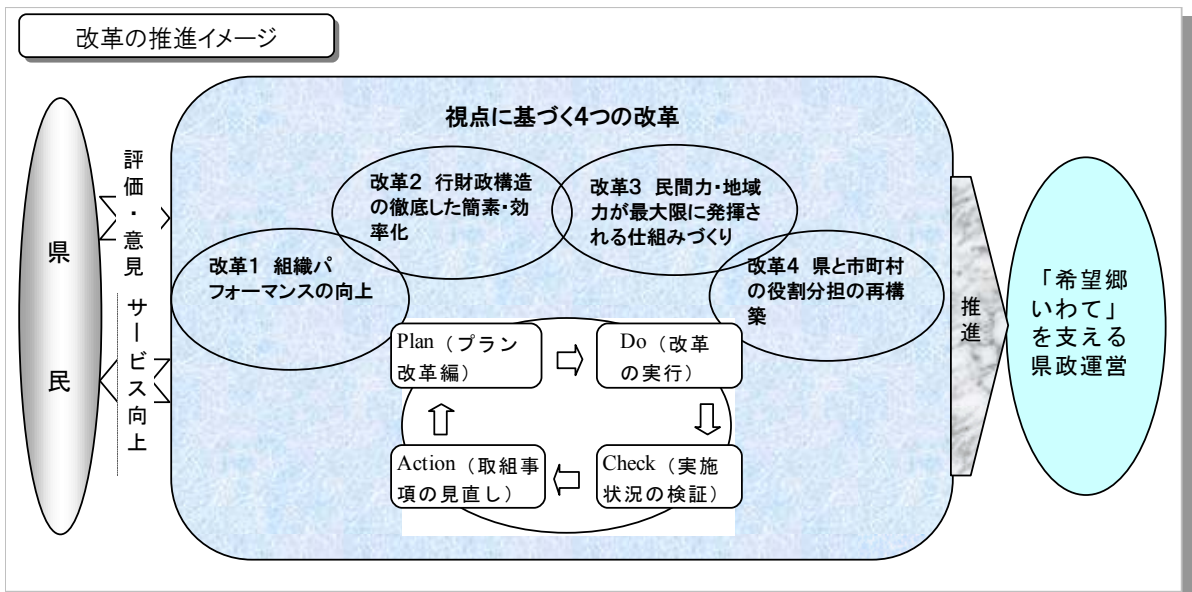
- 【改革1】 組織パフォーマンスの向上
- ・ 組織力を最大限に発揮できる体制の整備
 - ・ 行政品質向上運動の推進
 - ・ 開かれた県庁の推進
 - ・ 県民サービスの利便性の向上
- 【改革2】 行財政構造の徹底した簡素・効率化
- ・ 政策の選択と集中による行財政資源の配分
 - ・ 行財政運営の徹底した見直し
 - ・ 公営企業改革
 - ・ 県出資等法人改革
 - ・ 地方独立行政法人改革
- 【改革3】 民間力・地域力が最大限に発揮される仕組みづくり
- ・ 公共サービスの役割分担の明確化
 - ・ 多様な主体が公共サービスを提供する仕組みづくり
 - ・ 新たな手法の導入による公共サービス改革の推進
- 【改革4】 県と市町村の役割分担の再構築
- ・ 市町村合併の推進
 - ・ 市町村への権限移譲の推進
 - ・ 市町村の行財政基盤強化の支援
 - ・ 広域振興局への再編の推進

5 推進期間

平成21年度から平成22年度までの2年間で改革の推進期間とします。

6 進行管理

改革の推進に当たっては、改革項目ごとに具体的な取組内容やスケジュールを示した工程表を作成し、毎年、この工程表に基づき、着実な改革の推進について進行管理を行います。



Ⅲ 具体的な推進項目・改革の工程表

【改革1】 組織パフォーマンスの向上

【改革2】 行財政構造の徹底した簡素・効率化

- 1 政策の選択と集中による行財政資源の配分
- 2 行財政運営の徹底した見直し
- 3 公営企業改革
- 4 県出資等法人改革
- 5 地方独立行政法人改革

【改革3】 民間力・地域力が最大限に発揮される仕組みづくり

【改革4】 県と市町村の役割分担の再構築

【工程表の記載内容】

- ① 「項目」欄に推進方策、「内容」欄の「～20年度」にこれまでの取組実績を記載し、「21年度～22年度」の各欄には、取組内容に係る各年度の具体的な取組計画、目標等を記載しています。
- ② 各年度欄には、取組内容について、【検討】、【方針決定】、【実施】などの方向性を示すとともに、具体的な取組計画、目標等が明らかなものについては、その内容を記載しています。
- ③ 取組内容を複数年にわたり継続する場合については、矢印で取組期間を示していますが、各年度欄に具体的な取組計画、目標等の記載がないものについては、推進期間中の環境の変化や課題を踏まえ、年度ごとに決定することとしています。

【改革1】

組織パフォーマンスの向上

1 改革の方向性

- 職員体制のスリム化を進める一方で、地域経営を支える専門集団として、県としての役割を最大限に発揮できる組織体制の整備や、県民ニーズを的確に県政に反映する仕組みづくりなど、組織パフォーマンス（質の高い県民本位のサービスを提供するための県の行政組織としての能力や機能）の向上を図る取組が必要です。

現 状

- 組織力向上に向け、組織のフラット化・グループ制^{※10}の導入、職員研修、新人事評価システムの導入等を図ってきました。
- 環境の変化に伴う様々な人材育成の課題に対応するために、平成21年3月に「職員育成ビジョン」を策定しました。
- 行政品質向上に関する職員への意識浸透の徹底に重点を置きながら、改革改善活動を推進してきました。
- より質の高い県民本位のサービスを提供するため、「岩手県職員としてのあるべき姿」や「行動基準」として「岩手県職員憲章～私たちの5つの信条～」を策定しました。
- 県政情報の公開やパブリック・コメント制度などの充実に取り組むとともに、電子申請システム、手数料・県税の電子納付、岩手県報の電子化などの窓口サービスの利便性の向上を進めてきました。

2 推進方策

(1) 組織力を最大限に発揮できる体制の整備

◎ 限られた職員体制においても、質の高い、効率的な行政サービスを提供できる組織体制の整備や、県民と共に考え行動する人材の育成を行います。

- 各種会議等の整理統合など、本庁の意思決定過程の迅速化・簡素化を進めるとともに、住民ニーズに迅速に対応できるよう権限の見直しを行います。
- 行政課題に応じた組織の整備、重要な課題に迅速・効率的に対応するための機動的な体制を整備するとともに、新たな広域振興局体制と高い整合性を持つ効率的な本庁の組織体制を目指し、見直しを行います。
- 平成21年3月に策定した「職員育成ビジョン」に基づき、人材育成制度の充実を図り、職員が能力を十分に発揮できる環境づくりを進めます。
- 環境の変化を踏まえた人材育成研修の抜本的な見直しを行います。
- 専門的で高度な知識を有する外部人材の任用に取り組みます。

(2) 行政品質向上運動の推進

◎ 職員一人ひとりが、自主的・自律的な活動を行いながら、県民本位の視点で、ニーズに的確に対応して仕事の進め方や仕事の内容を継続的に改革改善する活動を進めます。

- 県職員の「あるべき姿」や、「行動基準」を示した「岩手県職員憲章」の趣旨を具体的な行動につなげる効果的な取組を進めます。

- 仕事の進め方や内容が効果的・効率的なものとなるように業務プロセス改善の取組やセルフアセスメント※11の実施による自主的・自律的な改革改善活動を推進します。
- ナレッジ・マネジメント（個人の持つ知識や情報を組織全体で共有・活用し、業績を上げる経営手法）の手法を取り入れ、職員の知識・経験の積極的な活用を図ります。

(3) 開かれた県庁の推進

◎ 県政運営の一層の透明化や県民参画の仕組みの充実を図ります。

- 透明性の高い開かれた行政運営を推進するため、より一層の県行政に係る情報公開の推進と、県民が県政運営に参画しやすい環境の整備を進めます。
- 契約方法を含めた公共調達のあるり方を検討し、より透明性・公正性を確保した公共調達方法を導入します。
- 監査の強化の方策について検討します。

(4) 県民サービスの利便性の向上

◎ 申請、納付の手續など、県民サービスの利便性が向上する取組を進めます。

- 電子申請の利用促進やコンビニエンス・ストアでの県税納付など、県民サービスの利便性の一層の向上を図ります。

3 具体的な推進方策（工程表）

番号	項目	内容	～20年度	平成21年度	平成22年度
【改革1】組織パフォーマンスの向上					
(1) 組織力を最大限に発揮できる体制の整備					
①	<p>■本庁の意思決定過程の迅速化・簡素化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・各種会議等の整理統合 ・住民ニーズに迅速に対応できる権限の見直し 	<p>【実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共事業調整会議の政策評価推進会議への一体化 ・政策評価推進会議、行財政構造改革推進本部の機能を一本化 ・食の安全安心推進本部、消費者施策推進本部及び岩手県男女共同参画推進本部の機能を庁議での議論に移行させ本部を廃止 ・沿岸圏域3振興局の既存組織を沿岸広域振興圏地域経営委員会へ一本化 他 	<p>【実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たな広域振興局体制に対応した権限の見直し 	
②	<p>■最適な組織体制の構築</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・行政課題等に応じた組織体制の整備 ・重要な課題に迅速・効率的に対応するための機動的な体制の整備 	<p>【実施】</p> <p>《H20の組織体制を整備》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合政策部を設置 ・各部に副部長を設置 ・公的医療改革担当技監を設置 ・国体推進課を設置 ・競馬改革推進室を設置 <p>【実施】</p> <p>《H19の体制整備》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H28国体開催の内々定を受け、総合政策室国体担当を設置 (H19.10) <p>《H20の体制整備》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・厳しい雇用情勢を踏まえ、雇用対策・労働室を設置 (H21.1) ・岩手宮城内陸地震災害の復旧復興の体制を整備 (H20.10) 	<p>《H21の組織体制を整備》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県民くらしの安全課を設置 ・経営評価課、資源エネルギー課、遠野保健福祉環境センター等を廃止 ・部局を越える事務の移管・一元化により効果的、効率的な体制を整備（行財政改革、出資等法人改革等の事務） ・（検討）広域振興局の組織体制を調整するとともに、本庁組織のあり方を検討 	<p>【実施】</p> <p>行政課題等に応じ適宜見直しを実施</p>

番号	項目	内容	～20年度	平成21年度	平成22年度
②	(前ページつづき)	<ul style="list-style-type: none"> ・本庁組織体制の見直し ・広域振興局体制の整備 ・業務執行体制の見直し 		<p>【検討】 新たな広域振興局体制と高い整合性を持つ効率的・効果的な本庁体制の整備</p> <p>【検討】 広域振興局体制への移行に伴う組織体制の整備</p> <p>【実施】 グループ総括の役割の明確化</p> <p>【実施】 円滑な業務推進のためのグループ規模やサポート体制の見直し</p>	<p>【実施】</p> <p>【実施】</p>
③	■職員が能力を十分に発揮できる人材育成制度の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・新しい人事評価制度の推進（業績を的確に評価し、給与上の処遇へ反映） ・人材育成担当協議会の設置・運営 ・若手職員について、複数分野を経験させるジョブ・ローテーションにより、育成と適性の把握 ・人事管理の複線化 ・キャリアデザインシステムの構築 ・市町村との連携による人材交流及び共同研修 	<p>【実施】 ・必要な見直しを行いながら評価制度を実施</p> <p>【実施】 ・若手職員育成のためのジョブ・ローテーションを実施</p> <p>【実施】 各部局担当者等で構成する人材育成WGを設置し、今後の人材育成のあり方を具体的に検討のうえ、報告書を取りまとめるとともに、当該報告書を踏まえた「職員育成ビジョン」を策定</p>	<p>【実施】 各部局管理課長による協議会の設置及び職員育成推進に向けた方策の協議</p> <p>【実施】</p> <p>【検討】 施策推進上求められる専門職種等の整理を行いながら、あり方について検討</p> <p>【検討】 「キャリアデザイン」の制度設計（管理監督者等による指導助言の運用フレームの検討）</p> <p>【実施】 キャリアの類型化とキャリア実現に資する研修の実施（中堅職員研修に導入）</p> <p>【検討】 市町村基盤強化や振興局再編の状況を踏まえ順次実施</p>	
④	■環境の変化を踏まえた職員研修体系の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・研修の位置づけと役割分担の整理 ・能力開発研修の見直し ・研修情報の共有及び部局間の相互受け入れ ・フラット化・グループ性に対応した研修の実施 	<p>【実施】 各部局担当者等で構成する人材育成WGを設置し、今後の人材育成のあり方を具体的に検討のうえ、報告書を取りまとめるとともに、当該報告書を踏まえた「職員育成ビジョン」を策定</p>	<p>【検討】</p> <p>【検討】</p> <p>【検討】</p> <p>【実施】 新採用指導体制の充実強化（指導者研修の拡充）</p> <p>【実施】 ブレイン・マネージャー研修の実施</p>	<p>【実施】</p> <p>【実施】</p> <p>【実施】</p>
⑤	■パフォーマンス向上に向けた職場環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・メンタルヘルス対策の充実強化 ・新しい「次世代育成支援のための特定事業主行動計画」の策定 	<p>【実施】 各部局担当者等で構成する人材育成WGを設置し、今後の人材育成のあり方を具体的に検討のうえ、報告書を取りまとめるとともに、当該報告書を踏まえた「職員育成ビジョン」を策定</p>	<p>【実施】 「職場復帰準備訓練実施要綱」の制定・施行 平成21年6月1日～</p> <p>【実施】 「次世代育成支援計画」（仮称）の策定</p>	<p>【実施】 重点施策・計画の実施</p>
⑥	■外部人材の任用	<ul style="list-style-type: none"> ・専門的で高度な知識を有する外部人材の任用 	<p>【実施】 ・県南広域振興局参事（食産業プロデューサー）、1級建築士資格保有者を任用 ・IT推進課行政情報課長の任用 ・1級建築士資格保有者の任用</p>		
(2) 行政品質向上運動の推進					
①	■岩手県職員憲章の取り組みの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・岩手県職員憲章の取り組みの推進 	<p>【実施】 ・「岩手県職員憲章」の策定、公表</p>	<p>【実施】 「岩手県職員憲章」の定着に向けた取り組みの推進</p>	

市町	項目	内容	～20年度	平成21年度	平成22年度
②	■改革改善活動の推進	・業務プロセス改善の推進	【実施】 ・改革改善シートの導入・見直し・改善 ・各部局（所属）での取組に対する支援（職員研修実施（21回）、改革改善ツール紹介） ・改革改善リーダーの養成	・人事評価シートと改革改善シートの一体化 ・研修体系の見直し	
		・セルフアセスメントの仕組みの見直し	【実施】 ・アセスメント項目の大幅な削減 ・従来の付点方式から対話による記述方式に変更 ・改革改善活動計画書の廃止 ・アセスメントにより明らかになった組織運営課題を業務方針に取り込んで管理する方法に変更 ・セルフアセスメントシートの見直し・改善		
③	■ナレッジ・マネジメントの手法の導入	・ナレッジ・マネジメントの手法を取り入れた業務効率化等の推進 ・庁内人材活用データベース（仮称）の構築	【実施】 ・改革改善発表会の開催 ・関東自工との業務改善報告交換会の開催 ・職員提案方法の見直し（協議提案・アイデア箱） ・職員向け行政品質向上運動HPの開設 ・各部局、職員の取組状況（過去の取組含む）の共有 ・民間派遣職員研修レポートの共有 ・関東自工との業務改善報告交換会のあり方を見直し・改善 ・職員提案制度の運用方法の見直し ・行政品質向上運動HP充実 ・システム移行に伴う行政品質向上運動DBの整理 【検討】 ・データベースのフレーム検討 ・該当者照会 ・取りまとめ、運用、情報更新	【実施】 ・職員提案制度の運用方法の見直し ・行政品質向上運動HP充実 ・システム移行に伴う行政品質向上運動DBの整理	
(3) 開かれた県庁の推進					
①	■情報公開の推進	・情報公開の対象機関の拡大：情報公開条例の実施機関にいわゆる地方三公社（土地開発公社）を追加 ・委託他契約状況等の情報提供の拡充 ・住民視点からのホームページの刷新・改善	【実施】 ・条例改正（岩手県土地開発公社をみなし実施機関に追加） 【実施】 ・競争入札及び随意契約の情報の公表に係る要綱制定（H20.3.10） ・競争入札及び随意契約の情報の公表資料を県ホームページ等で公表（H20.4.1） 【実施】 ・CMS導入（H19年10月）に伴い、県ホームページをリニューアル。 情報量・更新頻度の向上によるアクセス数の上昇。 ※トップページアクセス数 H20 2,805,447件（H18 1,687,522件）	・条例施行（H21.4.1） ・物品購入等状況一覧を県ホームページで公表（H21年度4月支払分～） ・運用継続 ・県の広報媒体としての活用の強化	

番号	項目	内容	～20年度	平成21年度	平成22年度
②	■公共調達改革	・官製談合の防止	【実施】 ・公益通報制度の充実：外部窓口を設置し、直接警察等へ連絡 ・議会、監査委員への情報提供		
		・県営建設工事の入札制度改革	【実施】 ・条件付一般競争入札の全面拡大（指名競争入札の原則廃止）：設計額1億円未満の工事に拡大・全面導入、応札可能者30者以上に地域要件を設定 ・総合評価落札方式の拡充 ・電子入札の拡大：原則として全入札を対象、設計図書ダウンロード・宅配による配送制度の導入 ・情報公開の推進：入札参加資格設定基準の公表、一定期間の入札結果を統計化し定期的（年3回程度）HP公表等 ・ペナルティの強化等：指名停止措置の強化、損害賠償予約額の引上げ ・入札契約適正化委員会機能の充実・強化：談合情報に対する調査機能等 ・入札バンド対象工事の拡充 ・特定共同企業体（JV）制度における混合入札等の試行 ・低入札価格調査制度の改善	【方針決定】 ・電子入札の拡大（総合評価落札方式に対応） 【実施】 ・総合評価落札方式の拡充（高度技術提案型の新設） ・低入札価格調査制度の検証・改善	
		・その他の公共調達に関する改革等	【実施】 ・物品調達・印刷請負に係る一般競争入札の拡大：物品調達160万円超、印刷請負250万円超 平成19年4月以降、一般競争入札を拡大するとともに指名競争入札を原則廃止としたこと。 原則として、予定価格が160万円（印刷物250万円）を超え3,500万円（平成19年度は3,200万円）未満の案件 18年度 930件（1.7%）、528,590千円（11.3%） 19年度 3,876件（7.2%）、1,222,635千円（30.4%） 20年度10,761件（20.4%）、1,671,373千円（45.3%） ・建設関連業務委託に係る入札事務の専担組織化 【建設関連業務委託】 ・条件付一般競争入札の試行実施（対象業務：測量、地質調査、補償関係 対象金額：予定価格500万円超）	【建設関連業務委託】 ・条件付一般競争入札の試行・拡大（対象業務：土木関係、建築関係 対象金額：予定価格1,500万円超） ・電子入札システム等の構築による入札環境等の改善準備 ・低入札対策として最低制限価格制度の導入	【建設関連業務委託】 平成22年7月～ 条件付一般競争入札の本格実施（対象業務：全5業務 対象金額：100万円超）
		・随意契約の見直し	【実施】 ・一般競争入札及び企画競争の推進 100万円を超える委託事業に係る「随意契約の施行例」段階において、随意契約の根拠、理由、業者選定理由が妥当かどうかについて、会計検査の一環としての書面検査を実施し、競争性の導入促進を図った。 （19～20年度までの実績） 検査件数：463件、うち改善指導件数：71件（71件の内訳：一般競争入札導入の検討28件、企画競争導入の検討18件、公募を実施すること8件、一般競争入札又は企画競争導入の検討6件、一般競争入札の実施3件、競争性導入の検討1件、地方自治法施行令適用条項・理由の検討1件、1者と見込まれることから公募を行うこと1件、その他5件）		

番号	項目	内容	～20年度	平成21年度	平成22年度
③	■監査の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 監査体制の充実・強化 ・ 専門性等の強化：公営企業、財政的援助団体等の監査の充実 ・ 監査実施機関の拡充 ・ 行政監査の充実・強化 ・ 監査情報の提供の拡大 	<p>【実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 予備監査体制の充実・強化 ・ 予備監査マニュアルの作成 ・ 予備監査従事職員の増 ・ 監査マニュアルの完成 <p>【実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公認会計士等による研修の実施(4回) ・ 公認会計士等の視点の反映 ・ IT化に対応した監査 ・ 簿記研修(12回：3級、2級レベル) <p>【実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 監査実施機関数の増加 286機関/337機関(84.9%) ・ 決算前監査実施率 50.0% ・ 指定管理者の監査の実施 11団体 <p>【実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定テーマによる行政監査の実施 ・ 内部統制に係る監査の実施 <p>【実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ HPでの監査活動情報の拡大(不適正情報の共有化) ・ 「監査だより」の発行(本庁各企画室長あて：年4回) 	<p>【実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 予備監査従事職員の増(再任用職員) ・ 外部確認の実施 ・ 監査マニュアル等の更新 <p>【実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 簿記研修(転入職員対象：3級レベル) <p>【実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 監査実施機関数の増加 297機関/329機関(90.3%) ・ 決算前監査実施率 56.0% ・ 指定管理者の監査の実施 4団体 <p>【実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定テーマによる行政監査の実施 ・ 内部統制に係る監査の実施 <p>【実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ HPでの監査活動情報の拡大 ・ 「監査だより」の発行(本庁各企画室長あて：年4回) 	
(4) 県民サービスの利便性の向上					
①	■申請、納付手続き等の利便性の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内の電子自治体化の推進：電子申請・届出汎用受付システムの市町村との共同利用、県民の利用促進 ・ コンビニエンスストアで(1年中24時間体制)の県税(自動車税)の納付受付 ・ CMS(コンテンツマネジメントシステム)の導入による、Webアクセスビリティ(Webページの利用のしやすさ)の向上 ・ コンビニエンスストアにおける県政情報の発信 	<p>【実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村との共同利用 本格運用開始：5手続(H19.10) ・ 手続数拡大：48手続 計53手続 ・ 県民の利用促進 効果的に利用者を増大させるため利用促進策について検討し、利用促進計画策定(H21.3.26)。 <p>【実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 土砂災害警戒情報モバイルメールの配信(H21.3.31現在1,612名登録) <p>【実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本格運用開始(H20.4) ・ 利用実績：4,273百万円(利用率22.3%) <p>【実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ CMS導入(H19年10月)に伴い、県ホームページをリニューアル。 情報量・更新頻度の向上によるアクセス数の上昇。 ※トップページアクセス数 H20 2,805,447件(H18 1,687,522件) <p>【実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 運用開始(H20.8) ・ H20年度 縦ローソン ポスター7種、チラシ24種 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村との共同利用 利用ニーズに基づく手続きの拡大検討 ・ 県民の利用促進 利用促進策の実施及び行動計画の見直し 利用ニーズに基づく手続きの拡大検討 ・ 運用継続 <p>【実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 協定締結業者の拡大(総サークルKサンクス等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村との共同利用 利用可能手続きの拡大 ・ 県民の利用促進 利用促進策の実施及び行動計画の見直し 利用可能手続きの拡大

※10 フラット化・グループ制 フラット化とは、補佐的役割である次長職・課長補佐職を廃止し、決裁過程の簡素・迅速化を図るもの。グループ制とは、少人数の係・主査制を見直し、大括りの組織体制を導入し、業務の繁閑や優先度に応じた柔軟な人員配置を可能とする制度

※11 セルフアセスメント 組織運営の現状について、日本経営品質賞の審査基準に照らして評価し、組織の強み・弱みを洗い出し、改善すべき点等を見出す手法

【改革2】

行財政構造の徹底した簡素・効率化

1 政策の選択と集中による行財政資源の配分

1 改革の方向性

- 厳しい行財政環境の下で、より効果的な政策を展開するため、これまでの到達度の把握に重点を置いた政策評価から政策形成支援を重視したものに改革するとともに、行財政資源の配分のあり方について検証し、より優先度の高い政策へ、限りある資源を集中していくことが必要です。

現 状

- 本県の政策評価システムは、平成13年度の本格実施以来、成果重視の視点への転換、アカウントビリティ（説明責任）の強化、総合計画の客観的進捗の把握など、一定の成果をあげてきました。
- 公債費が今後も高い水準で推移していくことが見込まれるとともに、人口減少や高齢化の進行などに伴う財政需要の増加なども予想されることから、引き続き厳しい財政状況が続くことが予測されます。

2 推進方策

(1) 事務事業の総点検

- ◎ 社会経済情勢の変化を踏まえ、事務事業の必要性や内容を検証し、一層効率的、効果的なものに見直しを進めます。

- 事務事業の総点検の結果に基づく取組を進めます。
- 優先度の低い事務事業を廃止・縮小するとともに、サービスの質の維持・向上やコスト削減の観点から、サービスの提供主体や提供方法を見直します。

(2) 政策評価システムの改革

- ◎ 政策形成を支援する機能を強化して、評価の質の向上を図るとともに、分かりやすさや業務の効率化に配慮して構築した政策評価システムの定着を図ります。

- 政策評価、事務事業評価については、評価の実施時期、手法の見直しや、予算編成との連携を図り、実効性の向上とシステムの定着を図っていきます。
- 公共事業評価、大規模公共事業評価や大規模施設整備事業評価については、事後評価の手法を確立します。
- 民間との協働型評価については、一層の制度の充実とその普及・参画促進を図ります。

(3) 予算編成システムの見直し

- ◎ 政策の「選択と集中」による行財政資源の適切な配分を行うため、予算編成システムの見直しとその結果の検証を行っていきます。

- 政策の優先度に応じた財源配分、全庁的な調整機能を充実させる仕組みを構築します。

- 政策評価、事務事業評価と連動する形で再構築した予算編成システムについて、再構築の結果を検証しながら適宜見直しを行います。

3 具体的な推進方策（工程表）

番号	項目	内容	～20年度	平成21年度	平成22年度
【改革2】行財政構造の徹底した簡素・効率化					
1 政策の選択と集中による行財政資源の配分					
(1) 事務事業の総点検					
①	■事務事業の総点検結果を踏まえた見直しの推進	・事務事業評価の拡大版として、全ての事務事業を総点検の実施。結果を踏まえた見直し推進 (予算事業から内部管理事務等まで、標準的な人件費を加えたトータルコストを把握。事務事業の必要性を検討するとともに、サービスの質の維持・向上やコスト削減等の観点から、市町村への権限移譲、民間への外部委託・協働化等の推進など、最適なサービスの提供主体や提供方法を検討)	【実施】 ・事務事業の総点検 総点検事業数：1,727事業 (22年度までの改革の方向性を示した事業：1,547事業) ・廃止・終了：168事業 ・外部委託化：41事業 ・統合・再編：211事業 ・簡素・効率化：999事業 ・その他：128事業	総点検結果を踏まえた進捗状況管理 ※点検結果の活用(事務事業の廃止、民間への委託や協働の取組みの推進、市町村への権限移譲等、提案公募型アウトソーシングの導入に係るトータルコストの公開)	総点検結果を踏まえた進捗状況管理
②	■事務事業の選択と集中	・事務事業評価に基づく廃止・休止及び縮減	【実施】 ・H19 109事業 廃止・縮減額：6,903百万円(うち一般財源：2,398百万円) ・H20 171事業 廃止・縮減額：2,301百万円(うち一般財源：1,332百万円) 《主な見直しの内容》 ○廃止・休止 ・岩手県林業公社事業資金貸付金 ・産業教育設備整備費(産業教育近代化推進事業) ・新いわて農業担い手支援総合対策事業費 ・セミナーハウス建設事業費など ○縮減 ・経営体育成促進事業 ・岩手県社会福祉事業団自立化支援事業費補助 ・外国青年招致事業費(外国語指導助手(ALT)招致事業)など	【実施】 ・44事業 廃止・縮減額：922百万円(うち一般財源：342百万円) 《主な見直しの内容》 ○廃止・休止 ・チャレンジ就業支援事業費(能力開発) ・小中高キャリア教育地域ぐるみ推進事業 など ○縮減 ・環境マネジメント推進事業日(ISO14001推進事業費) ・生涯学習推進費(子どもの読書活動推進事業) など	
(2) 政策評価システムの改革					
①	■政策評価・事務事業評価の改革	・政策形成支援を重視した新しい評価システムの定着	【実施】 ・政策形成支援型の政策評価システムを構築し、いわて希望創造プランの31政策項目を評価 ・651事業を事務事業評価	・政策評価 ・事務事業評価	・政策評価 ・事務事業評価
②	■公共事業評価、大規模公共事業評価の見直し	・事後評価手法の確立	【実施】 ・実施計画の策定 ・事後評価の実施及び実施計画の見直し	・事後評価の実施及び実施計画の見直し	・事後評価の実施及び実施計画の見直し
③	■大規模施設整備事業評価の見直し	・事後評価手法の確立	【検討】 ・試行を行い、その内容を大規模事業評価専門委員会に報告 ・専門委員からの意見等を踏まえ、事後評価手法を整理	・問題点等を踏まえた検討及び見直し	【実施】
④	■協働型評価の推進 【再掲】改革2-(2)-② 協働型評価の推進	・制度の充実、普及・参画促進	【実施】 ・協働型評価：4団体(4テーマ) ・研修：5回 ・評価テキストの作成 ・提言内容に係る意見交換会の実施：2回 【実施】 ・協働型評価協定 ・協働型評価をテーマに自治体学会の分科会を開催(自治体関係者、研究者等への情報発信)	・実践例による手法改善 ・協働型評価 ・普及啓発	・協働型評価 ・普及、参画促進
(3) 予算編成システムの見直し					
①	■全庁的な調整機能の充実	・政策の優先度に応じた財源配分、全庁的な調整機能を充実させる仕組みの構築	【検討・実施】 ・20年度当初予算の編成に当たり、部局予算枠を廃止し、数次の調整段階を経て事業を決定	・検証、適宜見直し	・検証、適宜見直し
②	■予算編成システムの再構築	・政策評価、事務事業評価と連動した予算編成システムへの再構築	【検討・実施】 ・予算要求段階で事務事業の総点検を実施	・検証、適宜見直し	・検証、適宜見直し

2 行財政運営の徹底した見直し

1 改革の方向性

- 厳しい財政状況を踏まえ、徹底した歳出の見直しと歳入確保の強化を図るとともに、確保可能な歳入の見直しに対応した「持続可能な財政構造」の構築や、簡素で効率的な組織・職員体制を維持していくことが必要です。

現 状

- 事務事業の総点検の実施、総人件費の抑制をはじめとする徹底した歳出の見直しにより、経費の削減を図ってきました。
- 組織・職員体制については、事務事業の見直しなどを行い、スリムで効率的なものへと再構築するよう取り組み、平成 15 年度から 18 年度の 4 年間で一般行政部門 693 人、学校配置職員 937 人などを純減しました。
- しかしながら、臨時財政対策債の大幅な増額によりプライマリーバランスは大幅な赤字にならざるを得ないなど今後も極めて厳しい財政状況が続く見通しです。

2 推進方策

(1) 透明性の高い財政運営の推進

◎ 県民に分かりやすい財務情報の公表等により、財政運営の透明性の向上を図ります。

- 財政健全化法に関する指標等の整備や地方公会計改革^{※12}への対応を進め、県民に分かりやすい形で財政状況を公表します。
- 資産・債務改革の方向性を定め、具体的な施策を推進します。
- 県債の借換・償還を明確にするための県債管理の特別会計の運用に基づき、公債管理の適正化を推進します。

(2) 歳入確保の強化・徹底した歳出の見直し

◎ 政策の重点化を行いながら、中長期的に県債残高の縮小に取り組みます。

◎ 県有財産の有効活用や受益と負担の適正化等の観点から、歳入確保に取り組むとともに、政策評価、事務事業の総点検等により効果と効率性を検証し、歳出の徹底した見直しを行います。

- 歳入確保の強化を進めます。
 - ・ 県民負担の公平性を確保する観点から、県税については、課税対象の捕そくや滞納整理の強化を図るほか、県税以外の収入未済金の回収促進などに取り組みます。
 - ・ 受益と負担の適正化の観点から、使用料や手数料については、原価や実勢価格の適正な反映状況や減免措置の必要性などを点検し、見直しを行います。
 - ・ 県有資産を徹底的に有効活用する観点から、施設の再編等により未利用となっている土地や建物、空室等の売却や貸付を進めるほか、空きスペース等の広告媒体としての活

用や資産として保有している株の売却、各種基金の活用などを行います。

- ・ 県債については、中長期的には県債残高の規模の抑制を目指すほか、安定的かつ利子等の負担をできるだけ少なく資金調達ができるよう、最適な発行形態を検討します。
- 徹底した歳出の見直しを進めます。
 - ・ 投資的経費^{※13}については、重点化により公共事業を効果的に進めるほか、公共事業以外の大規模施設整備については、緊急性・必要性を考慮して進捗調整を図ります。また、建設コストの縮減に計画的に取り組み、限られた資源で最大の効果が得られるよう見直しを進めます。
 - ・ 補助金や負担金については、期限到来や目的達成による廃止、外郭団体等の改革に合わせた人件費・運営費補助金等の見直しなどとともに、公営企業の改革と連動して、繰出金^{※14}のあり方の見直しを進めます。
 - ・ 情報システムや施設等の管理経費の縮減を図るとともに、政策評価等により事業の効果や効率性を検証して、徹底した歳出の見直しを進めます。
 - ・ 職員の専門性などのマンパワーを活かしたゼロ予算事業を推進します。
- 地方税財源の充実強化や地方間の財政力格差の是正につながる本格的な制度改正等について、国に対してこれまで以上に強く提案や働きかけを行っていきます。

(3) 総人件費の抑制

◎ 徹底した職員体制のスリム化等により、総人件費を抑制します。

- 事務事業の見直し、業務プロセスの改善等による事務の簡素化、効率化を推進し、職員数の削減を進めます。
- 職員給与の見直しなどを推進します。
- 「審議会等の設置・運営に関する指針」に基づき、審議会等附属機関の簡素・効率化を進めます。

3 具体的な推進方策（工程表）

番号	項目	内容	～20年度	平成21年度	平成22年度
【改革2】行財政構造の徹底した簡素・効率化					
2 行財政運営の徹底した見直し					
(1) 透明性の高い財政運営の推進					
①	■ 県民に分かりやすい財政状況の公表	・ 財政健全化法に関する指標等の整備 ・ 公会計の整備：バランスシート、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書の作成・公表	【実施】 ・ 19年度決算より作成・公表 【方針決定】 ・ 作成に向けたデータ等の整理等準備	・ 20年度決算より本格実施 【実施】 ・ 20年度決算より作成・公表	
②	■ 資産・債務改革の方向性と具体的な施策の策定	・ 資産・債務改革の施策の策定	【実施】 ・ 本プログラムの関係推進方策を資産債務改革の施策として位置付け：公会計の整備、県有資産の有効活用、資産株の活用、県債の適正な管理		
③	■ 公債管理の適正化	・ 県債償還に充てる財源を明確化するための公債管理特別会計の設置 ・ 施設の耐用年数等を勘案した県債償還の平準化	【実施】 ・ 公債管理特別会計設置、運用 【検討・実施】 ・ 新規発行県債の長期化、償還の平準化	(運用結果の検証)	
(2) 歳入確保の強化・徹底した歳出の見直し					
(2) -ア 歳入確保の強化					
①	■ 県税収入の確保	○ 納期内納付率の向上 ・ 納税利便性の向上	【実施】 ・ 法人二税に係る電子納付の整備 eLTAx導入形態の再検討（34市町村との共同利用）	・ 1月実施予定	

番号	項目	内容	～20年度	平成21年度	平成22年度
①	(前ページつづき)	<ul style="list-style-type: none"> ○収入未済額の縮減 <ul style="list-style-type: none"> ・徴収猶予、執行停止を除く収入未済額の縮減 ○賦課・徴税体制の強化 ・自動車税滞納整理の強化・促進 ・課税捕そく調査の強化 	<p>【実施】 《ネット公売実績累計》9回、落札実績1,903千円 《縮減実績累計》▲52,360千円</p> <p>【検討】 ・4広域局体制へ向けた組織検討 ・事務効率化へ向けた業務集約の検討</p> <p>【実施】 《縮減実績累計》 67,170千円</p> <p>【実施】 《捕そく実績累計》 法人二税 250件 35,627千円 不動産取得税 1,452件 162,405千円 軽油引取税 38件 7,134千円 合計 1,740件 205,166千円</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● (収入確保対策の検討) 《縮減目標》 64,338千円 ● ● ● 	<ul style="list-style-type: none"> ● (収入確保対策の検討) ● ● ●
②	■受益者負担の適正化	<ul style="list-style-type: none"> ○使用料等の見直し等 (主な見直しの視点) ・原価や実勢価格の適正な反映等 ・県有施設における減免措置の必要性等 ○その他の受益者負担の見直し 	<p>【実施】 《見直し状況》(19・20年度累計) ・使用料・手数料等の見直し：16件 ・使用料等の新規設定：15件(使用料1件、手数料14件) ・使用料等の減免の見直し：4件 ・増収分：178百万円</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 《見直し状況》 ・使用料・手数料等の見直し：9件 ・使用料等の新規設定：2件(使用料1件、手数料1件) ・使用料等の減免の見直し：2件 ・増収分：44百万円 	<ul style="list-style-type: none"> ● (次年度に向けた見直し基準、予算編成時に見直し)
③	■県有資産の有効活用	<ul style="list-style-type: none"> ・未利用資産の売却、現有施設の有効活用 ・広告収入の確保 	<p>【実施】 ・予定価格入札前公表(19年度) ・不動産業者の媒介制度の導入(19年度) ・県のHP、新聞紙面への入札広告掲載(19年度) ・インターネット公有財産売却システム入札の導入(19年度) ・県有地売却：28件7.6億円(19年度) 25件3.6億円(20年度)</p> <p>【実施】 ・広告事業WGによる広告媒体の検討(19年度) ・県内企業への広告事業アンケート実施(20年度：発送297社・回答133社) (以下、19年度実績⇒20年度実績) ・バナー広告：20件⇒25件 ・県庁本庁舎EVホール広告：8件⇒30件 ・広報誌広告：8件⇒4件 ・自動車税納税通知書用封筒広告：0件⇒1件 ・事務用封筒広告：0件⇒3件 ・増収額：3.5百万円⇒5.6百万円</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 【実施】 ・管財業務連絡会議(庁内課長クラス)による取組検討 ・県未利用資産処分検討WGによる調査検討 (財産分類、情報収集、要因分析、処分方策等) ・定期的売却の継続実施 ● 【実施】 ・管財業務連絡会議(庁内課長クラス)による広告事業実施内容検討 ・広告事業推進WGによる具体策の検討 ・広告事業の全庁的展開(広告媒体の拡大) ・新規事業実施 	<ul style="list-style-type: none"> ● (有効活用策、売却の検討・随時実施) ● (広告事業実施に向けた個別検討・随時実施)
④	■資産株の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・資産株の活用 	<p>【検討】 ・市場の動向等を踏まえた売却等の検討</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 	<ul style="list-style-type: none"> ●
⑤	■基金等の活用	<ul style="list-style-type: none"> ○各種基金の活用 ○特別会計からの繰入(繰入額) 	<p>【実施】 ・主要3基金(活用額)：10億円 ・その他基金(活用額)：12.5億円 (20年度決算ベース)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 主要3基金(活用額)：64億円 (当初予算ベース) 	<ul style="list-style-type: none"> ● (基金等の設置目的や効果的活用策の検討)

番号	項目	内容	～20年度	平成21年度	平成22年度
⑥	■ 県債の適正な活用	○ 最小限の範囲内での県債の発行	【実施】 ・退職手当債発行額：45億円 ・行政改革推進債発行額：44億円 (20年度決算ベース)	・退職手当債発行額：43億円 ・行政改革推進債発行額：51億円 (当初予算ベース)	
⑦	■ 資金調達方法の多様化	○ 多様な資金調達方法の検討 ・ 住民参加型市場公募債の発行 ・ 全国型市場公募債の検討 ・ 超長期債の発行	・ 北東北みらい債（発行額）：本県分20億円（3県計：60億円） ・ 20年債の発行		
⑧	■ その他の歳入確保策	○ 収入未済額（税以外）の縮減	【実施】 ・ 滞納債権対策関係室課連絡会議の設置（20年度6回開催） ・ 岩手県滞納債権対策基本方針の策定（20年10月） ・ 同方針に基づく各種取組みの実施（20年11～12月：回収強化月間実施）	・ 滞納債権対策関係室課連絡会議の開催（回数未定） ・ 滞納債権回収強化月間（5月、11～12月） ・ 滞納債権回収業務委託事業（年度内実施予定）	・ 滞納債権対策関係室課連絡会議の開催（回数未定） ・ 岩手県滞納債権対策基本方針に基づく各種取組みの実施
		○ 外郭団体、外部資金（国の無利子貸付等）の活用	【実施】 ・ 中小企業基盤整備機構の無利子貸付活用 いわて希望ファンド：40億円（19年度）、いわて農商工連携ファンド：20億円（20年度）	（協力可能な資金の検討）	（協力可能な資金の検討）
(2)ーイ 徹底した歳出の見直し					
①	■ 投資的経費の見直し	○ 公共事業の選択と集中による重点化	【実施】20年度 ・ 重点化による効果的な執行 ・ 普通建設事業費：1,141億円（対前年度比 ▲3.1%） うち公共事業費：903億円（対前年度比 ▲5.1%） 公共事業費以外：239億円（対前年度比 ▲4.9%）	・ 重点化による効果的な執行 ・ 普通建設事業費：1,098億円（対前年度比 ▲3.8%） うち公共事業費：930億円（対前年度比 ▲3.1%） 公共事業費以外：168億円（対前年度比 ▲29.8%）	（国の予算編成の動向等を踏まえ予算編成時に決定）
		○ 大規模施設整備事業の見直し	【実施】 ・ 事業内容の精査等による見直し	・ 事業内容の精査等による見直し	（緊急性・必要性を勘案し進捗を検討し、予算編成時に見直し）
		○ コスト削減の推進			
②	■ 補助金・負担金の見直し	○ 県単補助金の見直し （主な見直しの視点） ・ 期限到来や目的を達成した補助金等の廃止 ・ 外郭団体等の改革による人件費・運営費補助金等の見直し ・ 恒常的イベントや大会に係る補助金等の見直し ・ 繰上り補助金の原則廃止 ・ 他団体の資金の活用の検討 ・ 国庫補助負担金改革により一般財源化された補助金等の適正化	【実施】 《見直し状況》（19・20年度累計） ・ 繰上り：縮減等3件 ・ 純県単：廃止88件、縮減67件 ・ 見直し額：27億円	《見直し状況》 ・ 繰上り：廃止1件、縮減2件 ・ 純県単：廃止15件、縮減21件 ・ 見直し額：11億円	（見直しの視点に沿って、予算編成時に見直し）
③	■ 公営企業等繰出金の見直し	○ 県立病院等事業会計等特別会計への繰出ルールの見直し			
④	■ その他の歳出の見直し	○ 情報システム関連経費の見直し	【検討・実施】 ・ ワーキンググループによるシステム等のあり方を含めた経費縮減の方針の検討 ・ 個別業務システムの最適化に向けた調査 ・ WEB会議システムの導入検討	（システム等のあり方を含めた経費縮減の方針の検討）	（システム等のあり方を含めた経費縮減の方針の検討）
		○ 施設管理運営経費の見直し	【検討・実施】 ・ 県庁舎清掃業務等の見直し	・ 指定管理者更新に伴う指定管理料等の見直し	
		○ その他の物件費、維持補修費の縮減 ○ 貸付金の見直し	【検討・実施】 ・ 電話料金割引サービスの比較検討による契約の見直し		

番号	項目	内容	～20年度	平成21年度	平成22年度
⑤	■ゼロ予算事業の活用	○専門性などのマンパワーを生かした予算を伴わない事業の展開	【検討・実施】 《主な新規取組み》 ・コミュニティ100選の選定 ・グリーンボランティアによる自然公園施設の維持補修 ・地産地消自動販売機設置事業 ・「平泉の文化遺産」普及啓発事業 ・地域支援希望人材ファンド（仮称）の創設 ・食育関連情報の発信 ・全農県本部と連携した県版GAPの普及 ・あんしん賃貸支援事業 など		・事務事業の総点検等を活用したゼロ予算事業の検討・実施
(3) 総人件費の抑制					
①	■職員数の削減	・事務の簡素・効率による職員数の純減 ※公営企業における職員配置の適正化については、別掲 ・医療局：改革2-3-(1)-③ ・企業局：改革2-3-(2)-④ ・給与構造改革等の着実な推進	【実施】 ・H19.4職員数21,250人（うち知事部局4,462人） ・H20.4職員数20,868人（うち知事部局4,302人） ※H19.4→H20.4：382人（うち知事部局160人）純減	・H21.4職員数 20,495人（うち知事部局4,162人） ※H19.4→H21.4：755（うち知事部局 300人）純減	H23.4職員数19,960人程度（うち知事部局4,000人弱） ※期間中1,290人程度純減（うち知事部局470人程度純減）
②	■職員給与の見直し	・職員給与の適正化等に向けた見直し	【実施】 ・特殊勤務手当の見直し（徴税手当）：3百万円 ・教員給与の見直し：24百万円 義務教育教員等特別手当の引下げ	・教員給与の見直し：252百万円 義務教育教員等特別手当の引下げ 教員特殊業務手当の引上げ	（毎年度、次年度に係る給与適正化等の取組内容を検討し、実施）
			【実施】 ○給与の特例減額の実施（H20～H22） 《給料月額等》 ・特別職 知事△20%、副知事△15%、その他△2～△6% H20削減額：0.2億円 ・一般職 本庁室長級以上の職員：△6% 本庁総括課長級の職員：△4% その他の職員：△2% H20削減額：19億円 《管理職手当》 本庁部局長の職員：△15% 本庁室長級の職員：△10% 本庁総括課長級の職員：△5% H20削減額：0.5億円	H21削減額：0.2億円 H21削減額：19億円 H21削減額：0.5億円	
③	■審議会等の見直し	・「審議会等の設置・運営に関する指針」の見直し ・見直し指針に基づく、条例等設置審議会を含めた見直し（整理統合等）	【実施】 ・「審議会等の設置・運営に関する指針」の見直し 【実施】 ・地域保健医療協議会の廃止（保健所運営協議会、圏域連携会議と役割を整理） など		

※12 地方公会計改革 発生主義会計の複式簿記の考え方の導入を図り、「貸借対照表」、「行政コスト計算書」、「資金収支計算書」、「純資産変動計算書」を整備し、資産・債務管理、財務情報のわかりやすい開示、政策評価・予算編成・決算分析との関係づけ等に活用しようとするもの

※13 投資的経費 道路や学校など、ストックとして将来に残る施設等を整備するための経費

※14 公営企業への繰り出し 公営企業は、独立採算制による運営が原則であるが、企業負担が困難又は適当でない経費について、一般会計から公営企業会計へ繰り出す経費

3 公営企業改革

1 改革の方向性

(1) 県立病院等事業

- 深刻な医師不足や患者数の減少、診療報酬の大幅なマイナス改定などに伴い経営収支が悪化している中で、今後とも良質な医療を提供していくためには、各病院の役割分担と連携のもと診療体制の充実を図るとともに、経営改善を進めていくことが必要です。
- なお、中長期的には、県立病院の経営形態のあり方について、検討していくことも必要です。

(2) 電気事業及び工業用水道事業

- 電気事業における施設の老朽化と適切な維持管理への対応や、地球環境にやさしいクリーンエネルギーの利活用に向けた取組が必要です。
- 工業用水事業における施設の老朽化と適切な維持管理への対応や、未売水^{※15}への対応など、一層の経営基盤の強化が必要です。

現 状

(1) 県立病院等事業

- 「県立病院改革実施計画」（平成 16～20 年度）により、県立病院群の一体的運営、病床規模の適正化や、総合的な経営改善を進めてきました。
- 平成 21 年 2 月に策定した「岩手県立病院等の新しい経営計画」（平成 21～25 年度）において定めた各病院の基本的な役割、機能、病床規模により適切な運営を行うとともに、総合的な経営改善を引き続き進めていきます。

(2) 電気事業及び工業用水道事業

- 「中期経営計画」（平成 19～21 年度）により、経営改善を進め、健全な経営の維持に努めています。

2 推進方策

(1) 県立病院等事業

- ◎ 良質な医療を確保し、安定した経営基盤を構築するための改革を推進します。
- ◎ 県立病院が担う役割を踏まえた改革を推進します。

- 「岩手県立病院等の新しい経営計画」（平成 21～25 年度）を着実に推進します。
- 経営改善の取組を推進します。
- 二次保健医療圏を基本とした各病院の役割分担と連携のもと診療体制の充実を図るとともに、効率的な運営により職員の適正配置を進めます。
- 中長期的な県立病院の経営形態のあり方について、外部有識者からなる懇談会を立ち上げ、専門的な見地から議論を進めます。

(2) 電気事業及び工業用水道事業

- ◎ 住民生活や産業振興に必要なサービスを安定的に供給するための改革を推進します。
- ◎ 一層の経営効率化と経営基盤の強化を図るための改革を推進します。

- 中期経営計画（平成 19～21 年度）を着実に推進します。
- 経済性の確保（収入の確保・支出の適正化）に取り組みます。
- 職員体制のスリム化・総人件費の抑制を進めます。
- 概ね 10 年後のありたい姿をめざし、長期的な対応が求められる課題及びその対応の方向性を示す「長期経営方針」及びその行動計画としての平成 22 年度以降の次期中期経営計画を策定します。

3 具体的な推進方策（工程表）

番号	項目	内容	～20年度	平成21年度	平成22年度
【改革2】行財政構造の徹底した簡素・効率化					
3 公営企業改革					
(1) 県立病院等事業					
①	■県立病院改革実施計画(16～20年度)の着実な推進	・年度重点事業の進行管理 ・自己評価及び経営委員会評価の実施と次年度重点事業への反映	【実施】 ・四半期毎の進捗状況の確認 【実施】 ・自己評価の実施 ・経営委員会の開催（年3回）		
※県立病院改革実施計画に基づき、①県立病院群の一体的・効率的な運営、②病床規模の適正化、③総合的な経営改善の取組みを推進します。そのうち、病床規模の適正化及び総合的な経営改善等に係る取組みを記載します。					
②	■経営改善の実施	○経営収支の改善 ・単年度収支 ・年度末累積欠損金 ・内部留保資金 ○病床規模の適正化 ・一般病床削減数（対H15累計） ・病床利用率（各年度） ○医療提供体制の整備 ・医師数 ・臨床研修医数	【実施】 ・19年度 △1,081百万円 20年度 △2,942百万円 ・16,780百万円（20年度末） ・6,924百万円（20年度末） 【実施】 ・554床（～20年度） ・19年度 77.9% 20年度 77.6% 【実施】 ・646人（H21.4.1現員） ・102人（H21.4.1現員）		
③	■職員配置の適正化	○職員配置の適正化 ・本局及び病院職員数	【実施】 ・H20.4職員数4,725人 ※H19.4→H20.4：47人増	・H21.4職員数4,623人 ※H19.4→H21.4：55人減	H23.4職員数4,824人程度 ※期間中146人程度純増（新しい経営計画の策定に伴い変更）
④	■県立病院が担う役割を踏まえた新しい経営計画(21年度以降)の策定	・新しい経営計画の策定 ・新しい経営計画の推進	【実施】 ・事業規模及び運営形態の検討 ・新しい経営計画の策定（2月19日）		
※岩手県立病院等の新しい経営計画に基づき、①心のかよう、患者中心の医療の展開、②職員が動きがいをもち職場づくり、③健全経営に向けた経営の効率化、④地域と一体となった医療の確保の取り組みを推進します。そのうち、健全経営に向けた経営の効率化等に係る取組みを記載します。					
①	■県立病院等の新しい経営計画(21～25年度)の着実な推進	・年度重点事業の進行管理 ・自己評価及び経営委員会評価の実施と次年度重点事業への反映		【実施】 ・四半期毎の進捗状況の確認 ・状況変化に応じた実施計画（各病院の役割機能、病床規模、職員配置数、収支計画）の随時見直し 【実施】 ・自己評価の実施 ・経営委員会の開催	
②	■経営改善の実施	○経営改善を進めるための経営指標及び数値目標 ・単年度収支 ・累積欠損金 ・経常収支比率 ・医療収支比率 ・職員給与費対医療収支比率 ・材料費対医療収支比率 ○病床規模の適正化 ・一般病床削減数（対H20累計） ・病床利用率（各年度）（一般・療養） ○医療提供体制の整備 ・医師数（正規及び常勤臨時医師） ・臨床研修医数（1年次及び2年次）		【当初予算ベース】 ・△1,377百万円 ・18,197百万円 ・98.5% ・92.9% ・60.9% ・26.1% ・336床 ・83.8% ・542人 ・104人	【収支計画ベース】 ・△235百万円 ・18,432百万円 ・99.7% ・94.8% ・59.9% ・25.2% ・396床 ・84.0% ・553人 ・113人

番号	項目	内容	～20年度	平成21年度	平成22年度
③	■職員配置の適正化	○職員配置の適正化 ・本局及び病院職員数		・H21.4職員数4,623人(再掲) ※H19.4→H21.4:55人減	H23.4職員数4,824人程度(再掲) ※期間中146人程度純増(新しい経営計画の策定に伴い変更)
④	■中長期的な県立病院の経営形態のあり方検討	○外部有識者からなる懇談会による検討		【実施】 ・懇談会の設置、検討	
(2) 電気事業及び工業用水道事業					
①	■岩手県企業局中期経営計画(19～21年度)の着実な推進	・マネジメント(PDCA)サイクルによる毎年度計画の進行管理 ・内部評価及び経営評価委員会による評価、結果の次年度計画への反映 ・経営情報の積極的な開示による事業経営の透明性の向上	【実施】 ・四半期毎の進行状況の確認 【実施】 ・中期経営計画推進委員会による進行管理(年間4回開催) ・経営評価委員会の開催(年間2回開催)(H20年8月委員の委嘱更新あり) 【実施】 ・ホームページに経営に関する情報を適時掲載		※次期計画において同様の取組みを予定 ※次期計画において同様の取組みを予定 ※次期計画において同様の取組みを予定
※岩手県企業局中期経営計画に基づき、①信頼性の確保、②経済性の確保、③新規開発、④地域貢献の取組みを推進します。そのうち、経営改善等に係る取組みを記載します。					
②	■経済性の確保(収入の確保・支出の適正化) ■電気事業 ○経済性確保に関する経営目標 ・経常収支比率(経常収入金額/経常支出金額×100) ○収入の確保 ・適正料金の確保 ・長期受給契約(22年度以降の基本契約の締結) ○支出の適正化 ・業務委託の推進(滝発電所における包括的委託など) ■工業用水道事業 ○経済性確保に関する経営目標 ・経常収支比率(経常収入金額/経常支出金額×100) ・年度末累積欠損金 ○収入の確保 ・新規水需要及び既存契約水量の拡大 ・契約水量 ・新規企業立地への対応 ○支出の適正化 ・高利率企業債の借換えによる支払利息の軽減 ・支払利息 ・水源転用(24年度予定)の推進	・113.0%(2カ年平均)(計画値 同 109.5%) 【実施】 ・20～21年度売電単価交渉 ・H20.3契約締結 【実施】 ・新しい基本契約締結のための協議 【実施】 包括外部委託の試行と検討1施設→3施設(H20) ・112.0%(2カ年平均)(計画値 同 104.5%) ・65百万円(H20末計画値 141百万円) 【実施】 ・41,791m ³ /日 ・工業用水需要に対応した取組み(段階的な増量を想定)配管設備工事に係る測量・設計を実施 企業は新工場の建設着工を延期の方針(H21.1) 【実施】 ・384百万円(2カ年累積)(計画値 同 379百万円) 繰上償還等による利息軽減効果 231百万円 転用に係る関係機関との協議・調整	・115% 【実施】 ・22～23年度売電単価交渉 【実施】 ・新しい基本契約の締結 拡大試行の継続及び評価検証 ・110% ・累積欠損金解消見込み(H20決算及びH21当初予算反映) ・43,244m ³ /日 ・企業の動向を踏まえて対応予定 ・135百万円	※次期計画における設定目標検討中 ※次期計画における取組内容検討中 ※次期計画における設定目標検討中 ※次期計画における設定目標検討中 (協議)	
③	■職員配置の適正化	○職員配置の適正化	【実施】 ・H20.4職員数127人(電気事業:115人、工業用水道事業:12人) ※H19.4→H20.4:1人(電気事業:1人、工業用水道事業:-1人)純減	・H21.4職員数127人(電気事業:115人、工業用水道事業:12人) ※H19.4→H21.4:1人(電気事業:1人、工業用水道事業:-1人)純減	・H23.4職員数125人程度(電気事業:113人程度、工業用水道事業:12人程度) ※期間中3人程度削減
④	■次期中期経営計画(22年度以降)の策定	・次期中期経営計画の策定 ・次期中期経営計画の推進	・長期的な視点での課題やその取組み方針等について骨子検討	【実施】 ・長期経営方針とともにその行動計画としての次期中期経営計画を策定するもの ・計画期間、内容等の検討 ・計画策定と周知	【実施】 ・経営評価を反映した進捗管理

※15 未売水 社会経済情勢の変化等による企業誘致の停滞や、各企業の水使用の効率化等に起因する水需要の伸び悩みにより、計画した給水量のうち実際に給水に至っていない工業用水

4 県出資等法人改革

1 改革の方向性

- 法人が県の施策推進上の役割を十分に果たすとともに、将来にわたり過大な県民負担を招かないようにするため、「新岩手県出資等法人改革推進プラン」に基づき、継続して改革を推進する必要があります。

現 状

- 平成20年1月に策定した「新出資等法人改革推進プラン」(H19～H22)に基づき、出資等法人の整理・合理化を進めてきたほか、法人自らが主体的、自律的に経営の見直しを行うことを基本としつつ、毎年度運営評価による検証を行い、法人の経営改善を継続的に推進する体制の確立を図ってきたほか、法人の自律的な運営に向けた指導監督を行ってきました。

【新プランに基づく法人改革の主な取組】

- ・ 整理合理化の推進（解散済4法人、地元の関与に委ねた法人3法人等）
- ・ 外部経営調査による特定課題の解決策の検証
- ・ 県出資等法人運営評価制度の創設
- ・ PDCAサイクルによる継続的な法人経営の改革

2 推進方策

(1) 県出資等法人のあり方の見直し

- ◎ 県施策推進上の法人の役割と存在意義を明確にし、継続して法人のあり方の見直しを進めます。
- ◎ 法人の役割を確実に果たすとともに、将来にわたり県はもとより構成団体に対して過大な負担を招かないよう、法人の自立と自律を高める改革を進めます。
- ◎ 新公益法人制度の施行に伴い、法人の役割等にふさわしい組織体制への円滑な移行を進めます。

- 法人の県施策推進上の役割・存在意義の明確化とその継続的な検証を行います。
- 運営評価制度を通じた継続的な法人運営の改善を進め、効率的で質の高いサービスの実現に取り組みます。
- 県施策推進上の役割や法人における県出資の役割の観点から、整理合理化や出資規模の見直し等を推進します。
- 法人の役割やあるべき姿に適した組織体制で効率的な運営を行えるよう、新公益法人制度における円滑な移行を推進します。

(2) 県関与の適正化

◎ 法人の県施策推進上の役割等を勘案し、県関与(人的・財政的支援)の適正化を図ります。

- 県の財政的関与(運営費補助、運転資金の短期貸付、損失補償)の削減を進め、経営の自立化を促進します。
- 県の人的関与(県職員派遣、法人代表者への就任)の適正化を進めます。
- 法人の役割を踏まえ、県関与の妥当性について継続的な検証を行います。

(3) 情報公開の推進

◎ 県関与の状況や法人の運営状況等について広く情報公開し、県民の理解を深めながら、法人改革を進めます。

- 法人への県関与や運営状況等に関する積極的な情報公開を行います。
- 県関与や運営状況等に関する法人自身による積極的な情報公開を促進します。

3 具体的な推進方策(工程表)

番号	項目	内容	～20年度	平成21年度	平成22年度
【改革2】行財政構造の徹底した簡素・効率化					
4 県出資等法人改革					
①	■新しい県出資等法人改革推進プランの策定	○新しい県出資等法人改革推進プランの策定	【実施】 ・「新岩手県出資等法人改革推進プラン」を策定(H20.1)		
(1) 県出資等法人のあり方の見直し					
①	■県出資等法人のあり方の見直し	○運営評価制度に基づく法人の継続的な改革・改善の推進 ○法人の整理合理化等の推進 ・廃止する法人又は廃止の方向にある法人：3法人 ・将来的な出資引揚げを検討する法人：5法人 ・地元自治体による主導的な関与に委ねる法人：3法人 ○新公益法人制度施行に伴う円滑な移行の促進	【実施】 ・運営評価制度の充実(類型別評価の実施、中期経営計画の策定方法見直し等) ・運営評価の実施：45法人(うち12法人は簡易運営評価) 【実施】 ・新プランに基づく整理合理化の推進及び法人の役割・存在意義の継続的な検証 ・4法人解散(八幡平観光(株)、(株)鉱工業海洋生物利用技術研究センター、(財)岩手県国民年金福祉協会、岩手県住宅供給公社) ・(財)岩手県福祉基金が、県出資金相当を類似業務を行う他の法人に移管したことから、県出資等法人から除く。 新公益法人制度施行(平成20年12月1日)	・運営評価の実施：44法人(うち17法人は簡易運営評価) ・新プランに基づく整理合理化の推進及び法人の役割・存在意義の継続的な検証 ・円滑な移行に向けた指導・助言	・運営評価の実施 ・次期中期経営計画(H23～26)策定
(2) 県関与の適正化					
①	■県関与の適正化	○県の財政的関与の削減 ○県の人的関与の適正化	【実施】 ・短期貸付金(運転資金)廃止：1法人 ・運営費補助廃止：1法人 【実施】 ・県職員派遣の削減 ・法人代表者への就任取り止め：2法人	・県の財政的支援の削減 ・県の人的支援の適正化	
(3) 情報公開の推進					
①	■県民の理解を深めるための情報公開の推進	○法人への県関与や運営状況等に関する情報公開の推進 ○法人自身による積極的な情報公開の促進	【実施】 ・県の財政的関与の状況、人的関与の状況を県ホームページに掲載 ・(法人の意向に配慮しながら)役職員の平均報酬・給料額を公表 【実施】 ・情報公開の実態調査の実施及び調査結果の運営評価レポートによる公表	・県出資等法人に係る情報の積極的な公開 ・法人毎の情報公開状況等の公表 ・法人自身による情報公開の推進に向けた指導	

5 地方独立行政法人改革

1 改革の方向性

- 地方独立行政法人の岩手県立大学及び岩手県工業技術センターについて、法人のメリットを生かしながら、一層効率的な運営をしていく必要があります。

現 状

- (1) 公立大学法人岩手県立大学
 - 平成 17 年 4 月 1 日に公立大学法人に移行し、中期目標・中期計画（平成 17～22 年度）に従い、自主的・自律的に大学を運営し、各種事業を実施しています。
- (2) 地方独立行政法人岩手県工業技術センター
 - 平成 18 年 4 月 1 日に地方独立行政法人に移行し、中期目標・中期計画（平成 18～22 年度）に従い、企業ニーズに迅速に対応した各種事業を実施しています。

2 推進方策

(1) 公立大学法人岩手県立大学

◎ 県は、県立大学の自主的・自律的な運営を基本としながら、県立大学の効率的な運営による中期目標・中期計画の着実な推進と、少子化への対応や地域への貢献を踏まえた次期中期計画の策定を支援します。

- 法人化の際の運営費交付金の計画（毎年 1.5% ずつ削減）に沿って、平成 17 年度以降確保している剰余金の有効活用を図りながら、法人化のメリットを生かした経営の効率化を図っていきます。
- 自主的・自律的な大学の運営により、中期目標を達成するため、収入の確保（知的財産の活用、外部研究資金の獲得）や支出の削減（教職員体制の見直し、管理費の節減）を進めます。
- 中期目標に定める大学の目指すべき姿を実現するために、各事業年度の業務実績について、地方独立行政法人委員会による評価を行い、評価結果を法人の業務運営に適切に反映していきます。
- 社会経済情勢の変化を踏まえた平成 23 年度以降の次期中期目標・中期計画を策定します。

(2) 地方独立行政法人岩手県工業技術センター

◎ 県は、工業技術センターの自主的・自律的な運営を基本としながら、中期目標・中期計画の達成や、迅速かつ的確に企業ニーズに対応した運営、更には次期中期計画の策定を支援します。

- 法人化の際の運営費交付金の計画に沿って、法人化のメリットを生かした経営の効率化を図っていきます。
- 迅速かつ自律的な判断に基づく事業展開により、企業・県民ニーズに適時適切に対応していきます。
- 企業活動の支援、戦略的な研究開発、研究成果の市場化促進、情報の公開、組織運営の改善、事務等の効率化・合理化を推進します。
- 収入の確保（外部研究資金等の獲得）や経費の抑制（業務の徹底した合理化、簡素化等）に努めていきます。
- 良質なサービスの提供を継続するため、人材の育成及び施設設備の適切な管理、活用と計画的な整備を行っていきます。
- 中期目標に定める法人の目指すべき姿を実現するために、各事業年度の業務実績について、地方独立行政法人評価委員会による評価を行い、評価結果を法人の業務運営に適切に反映していきます。
- 社会経済情勢の変化を踏まえた平成23年度以降の次期中期目標・中期計画を策定します。

3 具体的な推進方策（工程表）

番号	項目	内容	～20年度	平成21年度	平成22年度
【改革2】行財政構造の徹底した簡素・効率化					
5 地方独立行政法人改革					
(1) 公立大学法人岩手県立大学					
①	■業務運営の効率化、財務内容の改善等の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・運営費交付金を充当して行う事業を効率的に推進（毎年度平均で前年度比1.5%の効率化） ・経営努力による運営費の縮減 	【実施】 ・削減額（対前年度比）：94,879千円 【実施】 ・削減額（H17）：決算後確定 ※ 決算見込みは、21年6月下旬	<ul style="list-style-type: none"> ・削減額（対前年度比）：88,554千円 	<ul style="list-style-type: none"> ・削減額（対前年度比）：88,553千円 ・削減見込額（H17比）：66,000千円
②	■中期目標達成に向けた取組み評価・支援	<ul style="list-style-type: none"> ・評価委員会による年度業績評価・評価結果の業務運営への反映 ・外部機関（認証機関）による評価 	【実施】 ・県大が作成した業績報告書に基づく年度評価の実施 ⇒結果を翌年度計画に反映 【実施】 ・大学基準協会による評価の受審	<ul style="list-style-type: none"> ・評価結果（H21.3）の業務運営反映 	
③	■社会経済情勢、中期計画の進捗状況等を踏まえた次期中期目標の策定	<ul style="list-style-type: none"> ・暫定的な評価（H17～20） ・外部機関評価結果把握 ・策定WG設置 ・中期目標の策定 ・中期計画の策定 	【検討】 ・国立大学法人の評価方法等の情報収集 ・暫定的な評価の手法について検討 ・他大学の中期目標・中期計画の分析 【実施】 ・県大事務局との定期WGの設置 ・認証評価結果の把握	【実施】 ・現中期目標の暫定的な評価を実施 ・次期中期目標の骨子作成 ・県と県大との関係強化 【検討・実施】 ・県大、庁内関係課による次期中期目標策定WGの継続実施 （検討） ・県大の今後について有識者や県民からの意見聴取	【実施】 ・次期中期目標を議会に提案・議決 【検討・策定】 ・県大における次期中期計画策定状況の把握

番号	項目	内容	～20年度	平成21年度	平成22年度
(2) 地方独立行政法人岩手県工業技術センター					
①	■業務運営の効率化、財務内容の改善等の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・運営費交付金を充当して行う事業を効率的に推進（義務経費：毎年度平均で前年度比2%以上の効率化、一般管理費：毎年度平均で前年度比0.5%以上の効率化） ○企業支援の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・技術相談 ・新規共同研究テーマ契約企業数 ・販売に至った製品数 	【実施】 <ul style="list-style-type: none"> ・削減額：12,353千円 【実施】 <ul style="list-style-type: none"> ・6,202件 ・18企業 ・5製品 	<ul style="list-style-type: none"> ・削減額（対前年度比）：2,790千円 ・2,870件 ・4企業 ・4製品 	<ul style="list-style-type: none"> ・削減額（対前年度比）：2,822千円 ・2,920件 ・4企業 ・4製品
②	■中期目標達成に向けた取組み評価・支援	<ul style="list-style-type: none"> ・評価委員会による年度業績評価・評価結果の業務運営への反映 	【実施】 <ul style="list-style-type: none"> ・顧客満足度調査の内容を変更し、アウトカム関係指標の状況を分析 ・共同研究・受託研究の目標件数を上方修正するため中期計画を変更 		
③	■社会経済情勢、中期計画の進捗状況等を踏まえた次期中期目標の策定	<ul style="list-style-type: none"> ・中期目標の策定 ・中期計画の策定 			【実施】 議会の同意を得て実施 【検討・策定】

【改革3】 民間力・地域力が最大限に発揮される仕組みづくり

1 改革の方向性

- 社会経済情勢の変化に伴い公共の役割が拡大する一方、行財政資源の制約も強まり、行政のみでは対応が困難となっています。このため、県民、企業、NPO、市町村や県など地域社会の構成主体の総力を結集し、その英知と活力を最大限に発揮し、多様な主体が協働して地域経営を行う仕組みをつくる必要があります。

現 状

- 県では、「民間にできることは民間に」を原則に、業務の民間移管や外部委託の推進、指定管理者制度の導入など、民間との協働・連携を進めることにより、県民サービスの向上を図るとともに、効果や効率性の発揮に努めてきました。
- 業務の民間移管や外部委託は、実施事例が増えており、また、官民協働の取組も広がりつつありますが、まだ分野や対象が限定されています。

2 推進方策

(1) 公共サービスの役割分担の明確化

- ◎ 行政が担うべきサービスのあり方や、県民、企業、NPOなど多様な主体との役割分担について検討し、各主体の認識を共有します。

- 県の事務事業の仕分けを行い、その内容やコストを明確化した上で、事務事業ごとにサービスの質の向上とコスト削減の観点で多様な主体との役割分担について検討します。

(2) 多様な主体が公共サービスを提供する仕組みづくり

- ◎ 多様な主体との協働や民間等への外部委託について、継続的に推進する仕組みを構築し、官民協働の取組を一層拡大します。

- 事務事業の仕分けを踏まえ、県の業務の外部委託等を計画的に推進します。
- 民間との協働型評価制度の充実とその普及・参画促進を図ります。
- 新たな官民ネットワークを構築し、官民協働の取組を推進します。
- NPO活動交流センターを拠点として、市民活動や協働の取組を支援します。
- 指定管理者導入施設のモニタリングによる効果検証や、公の施設のあり方の検討を行い、質の高いサービスの提供や、効率的・効果的な施設運営を推進します。

(3) 新たな手法の導入による公共サービス改革の推進

- ◎ 民間の創意工夫や競争原理を公共サービスに生かすため、市場化テストなどの新たな手法を導入し、サービスの質の向上と業務の効率化を図ります。

- 民間提案に基づき業務を外部委託する、提案公募型アウトソーシングを導入します。
- 公共サービス改革法^{*16}の制定趣旨を踏まえ、県の業務にふさわしい手法で官民比較を行う岩手型の市場化テストを導入します。
- 民間との協働・連携を推進するため、総合窓口の設置など新たな仕組みを導入します。

3 具体的な推進方策（工程表）

番号	項目	内容	～20年度	平成21年度	平成22年度
【改革3】民間力・地域力が最大限に発揮される仕組みづくり					
(1) 公共サービスの役割分担の明確化					
①	■事務事業の仕分け後の見直し 【再掲】改革2-1-1 (1)-① 事務事業の総点検の結果を踏まえた見直しの推進	・事務事業の総点検による事務事業の仕分け後の見直し （予算事業から内部管理事務等まで、標準的な人件費を加えたトータルコストを把握。事務事業の必要性を検討するとともに、サービスの質の維持・向上やコスト削減等の観点から、市町村への権限移譲、民間への外部委託・協働化等の推進など、最適なサービスの提供主体や提供方法を検討）	【実施】 ・事務事業の総点検 総点検事業数：1,727事業 《22年度までの改革の方向性を示した事業：1,547事業》 ・廃止・終了：168事業 ・外部委託化：41事業 ・統合・再編：211事業 ・簡素・効率化：999事業 ・その他：128事業	※仕分け結果の活用(民間への委託や協働の取組みの推進、提案公募型アウトソーシングの導入に係るトータルコストの公開)	
(2) 多様な主体が公共サービスを提供する仕組みづくり					
①	■協働や外部委託を推進するための仕組みや体制の整備	・協働等を推進するための仕組み等の構築	【実施】 ・いわて公共サービス・マッチングシステムの構築（6/3稼働開始）：コンビニエンスストアとの包括協定締結1件	【実施】 ・マッチングシステムによる官民協働の推進 （コンビニエンスストアとの包括協定締結：6月）	【実施】 ・マッチングシステムによる官民協働の推進
②	■協働型評価の推進 【再掲】改革2-1-1 (2)-④ 協働型評価の推進	・制度の充実、普及・参画促進	【実施】 ・協働型評価：4団体（4テーマ） ・研修：5回 ・評価テキストの作成 ・提言内容に係る意見交換会の実施：2回 【実施】 ・協働型評価協定 ・協働型評価をテーマに自治体学会の分科会を開催（自治体関係者、研究者等への情報発信）	・実践例による手法改善 ・協働型評価 ・普及啓発	・協働型評価 ・普及啓発、参画促進
③	■新たな官民ネットワークの構築	・官民ネットワークの構築による官民協働の推進	【実施】 （19年度） ・公共交通機関の利用促進（岩手県公共交通利用推進会議の設立等） （20年度） ・幼傷病野生鳥獣保護飼養ボランティアの導入 ・砂防ボランティアとの協働による地震被災地域の土砂災害危険箇所等の緊急点検実施 ・いわて沿岸広域観光推進会議の設立 他	（更なるネットワークの構築に向けた働きかけ等）	（更なるネットワークの構築に向けた働きかけ等）
④	■協働や外部委託等の計画的な推進	・事務事業の仕分けに基づく外部委託等の推進	【実施】 ・14事業 経費削減額：82,343千円 《主な取組み》 ・県民生活基本調査（拡大） ・県民意識調査（拡大） ・重度心身障がい児（者）通園事業（都南の園） ・女性就業援助に係る職業講習 ・環境学習プログラム及び環境学習広報車による環境学習実施業務 ・特定計量器の検定業務及び基準器検定業務 ・農作業安全の意識啓発活動 など	※事務事業の総点検結果 21・22年度予定事業：38事業	
⑤	■指定管理者制度導入施設の検証や公の施設のあり方検討等	・県直営施設等への指定管理者制度の導入 ・モニタリング(評価)に関する基本方針の作成 ・モニタリング、効果検証	【実施】 ・平庭高原体験学習館 ・平庭高原自然交流館 【実施】 ・「指定管理者制度導入施設の管理運営に係る評価について」（履行確認と評価を行うための基本的な考え方）の作成・施行（20年4月） 【実施】 （19年度分） ・対象：48施設 ・評価・公表：41施設	（20年度分）	（21年度分）

番号	項目	内容	～20年度	平成21年度	平成22年度
⑤	(前ページからの続き)	・第2期指定管理者の指定	【実施】 ・岩手県公会堂（19年度募集・指定） ・対象：38施設（20年度募集・指定）	【実施】 ・対象：38施設（第2期の指定管理開始）	【実施】 ・対象：9施設（募集・指定）
		・第2期指定管理者制度の導入の際に公の施設の必要性等の検証 ・公の施設の見直し	【実施】 ・指定管理者制度導入全施設の必要性・運営状況等の点検を行い、所要の見直しを実施（20年度） 《点検結果：対象56施設》 ・民間移管：1施設、運営の簡素・効率化：38施設、その他見直し14施設 ・見直し効果額：117,819千円 【実施】 ・社会福祉研修所：公の専用施設の廃止、民間委託の研修事業に移行（20年度）	（随時見直し）	
⑥	■NPO活動交流センターを拠点とした市民活動や協働の取組の支援 ・地域の活動支援機能充実に向けた全県連携体制の構築、充実 ・協働のノウハウ・仕組み定着のための情報提供・普及啓発	・市民活動に参加する県民のための「場」「情報」の提供	【実施】 ・NPO活動交流センターの管理運営 ・企業・NPOパートナーシップセミナーの実施：ワークショップ15回（延べ）、フォーラム1回、ワークショップ発表会兼シンポジウム1回、勉強会4回 ・NPO・ボランティア活動情報誌の発行：8回（延べ） ・協働推進研修会の実施：3回（うち協働表彰、事例発表1回）	【実施】 ・NPO活動交流センターの管理運営 ・協働事業企画・広報・財務改善研修会開催1回 ・協働フォーラム（協働表彰、事例発表）開催1回 ・NPO・ボランティア活動情報誌の発行	
		・いわてNPOネットワーク委員会の実施：4回 ・メーリングリストによるネットワークの立上げ ・いわてNPO中間支援ネットワークの会合：3回 ・いわてNPO中間支援ネットワークとの意見交換会：1回	【実施】 ・メーリングリスト範囲拡大検討 ・いわてNPO中間支援ネットワークとの定例の意見交換、課題解決		
		・協働推進マニュアルの普及：説明会の実施14回（延べ） ・首長向け研修会の実施：1回 ・協働を体験する会の実施：県内3箇所 ・（再掲）NPO・ボランティア活動情報誌の発行：8回（延べ）	【実施】 ・協働推進マニュアルの普及、見直し ・（再掲）NPO・ボランティア活動情報誌の発行		
③ 新たな手法の導入による公共サービス改革の推進					
①	■提案公募型アウトソーシングの導入	・民間からのアウトソーシングの提案募集	【実施】 （20年度） ・提案公募型アウトソーシングの実施：提案数14件（うち外部委託実施1件） 提案募集期間：8/1～9/19 説明会：1回	【実施】 ・民間提案を随時募集し、提案・意見を県事業に反映 ・集中募集の実施（8月）	【実施】 ・民間提案を随時募集し、提案・意見を県事業に反映
②	■岩手型市場化テスト（官民比較型）の仕組みの検討	・官民比較型市場化テスト・モデル事業の実施、効果の検証	【実施】 ・官民比較型市場化テストの実施に向けた意向調査（20年3月）	【実施】 ・官民比較型市場化テスト・モデル事業	（モデル事業の検証を踏まえ検討）
③	■協働・連携を推進するための、新たな仕組みの導入	・協働等を推進するための仕組み等の構築	【実施】 ・いわて公共サービス・マッチングシステムの構築（20年6月稼働開始）：コンビニエンスストアとの包括協定締結1件	【実施】 ・マッチングシステムによる官民協働の推進（コンビニエンスストアとの包括協定締結：6月）	【実施】 ・マッチングシステムによる官民協働の推進

※16 公共サービス改革法 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）の通称。民間の創意工夫を生かすことにより、限られた財源の中で、公共サービスの質を向上させることを目的とする法制度

【改革4】

県と市町村の役割分担の再構築

1 改革の方向性

- 分権型社会に対応した市町村の裁量の拡大や市町村合併等による基礎自治体の行財政基盤の強化とともに、広域的な地域経営の観点から地方振興局の役割の見直しや県と市町村の連携のあり方など、県と市町村の役割分担の再構築を進める必要があります。

現 状

- 市町村合併の進展により、本県の市町村数は、59市町村（H12.4.1）から35市町村（H18.3.31）になりました。さらに、新合併特例法下で、平成18年4月に「岩手県における『自主的な市町村の合併の推進に関する構想』」及び「新岩手県市町村合併支援プラン」を策定し、自主的な市町村合併を推進しています。
- 市町村への権限移譲については、平成17年4月に「県事務の市町村への移譲指針」を策定（平成18年5月に改定）するとともに、平成18年度からは、新しい人的支援制度である「ポイント式一括移譲」を創設しました。平成19年度には、「岩手県権限移譲等推進計画」を策定し、これに基づき、平成20年度には、各市町村ごとに「権限移譲推進プログラム」を策定し、計画的な権限移譲を推進しています。その結果、平成20年度までの累計で1,395項目（延べ10,069事務）を市町村に移譲しています。
- 分権型社会の構築と産業の振興による自立した地域社会の構築に向け、広域生活圏の見直しと地方振興局の再編を進め、平成18年度から4広域振興圏、1広域振興局6地方振興局体制へと移行しています。

2 推進方策

(1) 市町村合併の推進

- ◎ 地域住民等の意見を尊重しながら、地域コミュニティを守ることができる基盤を持った持続可能な基礎自治体の構築に向けた合併の動きを支援します。

- 「自主的な市町村の合併の推進に関する構想」に基づき、合併論議に向けた情報提供や合併協議等の取組支援等を行います。

(2) 市町村への権限移譲の推進

- ◎ 県と市町村が、市町村優先の原則に基づき、分権型社会にふさわしい役割分担のあり方とその実現に向けた検討を行い、権限や事務事業の移譲を進めます。

- 岩手県分権推進会議を設置し、県民本位の視点による県・市町村の役割分担のあり方など、分権について幅広く検討します。
- 権限移譲モデル市町村を設置し、先進的な取組を支援するとともに、効果・課題の検証を行います。
- 権限移譲等推進計画や権限移譲推進プログラムの策定により、権限や事務事業の移譲を推進します。
- 市町村と県の「協議・調整の場」として『広域振興局・市（町村）政策調整会議』を設置し、二重行政の解消や権限移譲の推進を進めます。

(3) 市町村の行財政基盤強化の支援

◎ 市町村総合補助金等を活用し、市町村の課題解決に向けた支援を行います。

- 市町村総合補助金等を活用し、情報通信基盤の整備等、市町村の地域課題の解決に向けた支援を行います。
- 市町村との人事交流を推進します。

(4) 広域振興局への再編の推進

◎ 市町村の行財政基盤や、各地域の産業振興の状況を踏まえ、さらには市町村や県民の御意見なども伺いながら、平成 22 年度からの広域振興局体制への移行に向けた取組を進めます。

- 県南広域振興局について、総合支局を廃止し、行政センターを設置するなど広域振興局体制の完成に向けた取組を進めます。
- 県南以外の広域振興圏について、広域振興局体制への移行に向けた取組を進めます。

3 具体的な推進方策（工程表）

番号	項目	内容	～20年度	平成21年度	平成22年度
【改革4】県と市町村の役割分担の再構築					
(1) 市町村合併の推進					
①	<ul style="list-style-type: none"> ■「自主的な市町村の合併の推進に関する構想」に基づく合併協議等の取組支援等 	<ul style="list-style-type: none"> 合併協議会設置の推進のための取組み ・住民や議会への働きかけ ・合併協議会の設置 	<ul style="list-style-type: none"> 【実施】 ・市町村合併関係の意見交換会等の開催：158回（延べ） ・「いわてグラフ」への記事掲載：1回 ・団体等から市町村への提言書の提出：1地域 ・合併協議会設置に向けた住民直接請求：3地域 【実施】 ・市町村合併推進審議会における調査審議（合併協議会設置のあり方の検討、合併効果の検証）：審議会4回 ・市町村長ヒアリング：35市町村 ・（再掲）市町村合併関係の意見交換会等の開催：158回（延べ） ・法定協議会設置数：1（宮古市・川井村） 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村合併関係の意見交換会等の開催 ・合併の成就（宮古市・川井村） ・合併研究会への支援（一関市・藤沢町） 	<ul style="list-style-type: none"> ・法定協議会設置のための支援
(2) 市町村への権限移譲の推進					
①	<ul style="list-style-type: none"> ■岩手県分権推進会議の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・県と市町村の役割分担等分権の推進に関する検討 ・権限移譲等推進計画の策定 	<ul style="list-style-type: none"> 【実施】 ・会議の設置 ・会議の開催：延べ6回 ・望ましい役割分担の整理 ・二重行政の解消、国の関与の是正 ・分権推進のための課題解決の取組 ・政策調整会議設置の検討 ・国への提言（延べ3回） ・岩手県分権推進セミナーの開催（延べ4か所） ・岩手県分権推進研究会の開催（1回） 【実施】 ・権限移譲等推進計画の策定及び同計画による移譲の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・会議の開催：3回 ・義務付け・枠付け、関与の是正 ・政策調整会議のあり方の検討 ・分権推進のための課題解決の取組 ・国への提言 ・岩手県分権推進セミナーの開催（2か所） ・計画の見直し検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・会議の開催：3回 ・分権推進のための課題解決の取組 ・国への提言 ・岩手県分権推進セミナーの開催 ・計画の見直し
②	<ul style="list-style-type: none"> ■政策調整会議の設置 	<ul style="list-style-type: none"> 市町村と県の二重行政の解消や権限移譲の推進に関する協議 		<ul style="list-style-type: none"> ・県南局とモデル市町による政策調整会議の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・広域局と市町村による政策調整会議の設置
③	<ul style="list-style-type: none"> ■権限移譲モデル市町村の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・権限移譲等の効果と課題の検証 	<ul style="list-style-type: none"> 【実施】 ・モデル市町村の選定：5団体 	<ul style="list-style-type: none"> ・モデル市町村の支援：5団体 	

番号	項目	内容	～20年度	平成21年度	平成22年度
④	■権限移譲の推進	<ul style="list-style-type: none"> 権限移譲等推進計画による移譲の推進 権限移譲後のフォローアップ 人的支援制度の積極的活用（ポイント式一括移譲、人事交流等） 	<p>【実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> 移譲事務（H19）：977項目（延べ3,499事務） 移譲指針の見直し（H19） ※「県事務の市町村への移譲指針」の改定 移譲対象項目：912項目⇒1,033項目 移譲事務（H20）：987項目（延べ2,975事務） 市町村別権限移譲推進プログラムの策定（全市町村）（H20） <p>【実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> 移譲事務の研修等の実施 移譲の効果と課題等の検証 アンケート調査等：県南局2回 <p>【実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> 権限移譲に伴う人的支援：計延べ40名（一括移譲延べ6名、ポイント式延べ34名） ポイント式一括移譲制度の見直し 	<ul style="list-style-type: none"> H21移譲事務：539項目（延べ1,147事務） 移譲事務の研修等の実施 権限移譲に伴う人的支援：計11名（ポイント式） ポイント式一括移譲制度の見直し 	<ul style="list-style-type: none"> H22移譲事務：515項目（延べ1,000事務） 権限移譲等推進計画の見直しと合わせてプログラムの見直し 移譲事務の研修等の実施 権限移譲に伴う人的支援
(3) 市町村の行財政基盤強化の支援					
①	■市町村総合補助金等による支援	<ul style="list-style-type: none"> 市町村総合補助金：情報通信基盤の整備等、市町村の課題解決に向けた支援 市町村行財政コンサルティング：行財政運営について助言 自治振興基金：公共施設の整備及び過疎地域等並びに市町村の行財政基盤の強化を図るための事業に必要なとする資金の貸付け 市町村振興宝くじ交付金：宝くじ発売収益金を原資として（財）岩手県市町村振興協会に対して交付 サマージャンポ宝くじの収益金を原資とする基金の有効活用に向けた（財）岩手県市町村振興協会への支援 合併市町村自立支援交付金 合併市町村地域力向上支援交付金 新市町まちづくりサポートセンター 	<p>【実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> H22までの4カ年で 一般枠：40百万円 特別枠：全県710百万円 《19～20年度実績》 一般枠：784百万円 特別枠：90百万円 計：874百万円 <p>【実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> 《19～20年度実績》 20団体 <p>【実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> 《貸付枠》 一般事業：5億円 県北沿岸振興：5億円 広域行政推進：10億円 <ul style="list-style-type: none"> 《19～20年度実績》 貸付決定実績：30.2億円（一般事業、県北沿岸振興、広域行政推進） <p>【実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> 《19～20年度実績》 サマージャンポ：1,247百万円（基金積立、市町村へ貸付） オータムジャンポ：428百万円（市町村へ交付） <p>【実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> （財）岩手県市町村振興協会が基金の一部を取り崩して市町村へ交付 交付額：14億円（2カ年） <p>【実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> 12市町：14.4億円（H19） 11市町：13.3億円（H20） <p>【実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> まちづくり支援士による支援（レポート発行延べ4回） 	<ul style="list-style-type: none"> 延べ13団体（公募制創設） 《貸付枠》 一般事業：5億円 県北沿岸振興：5億円 広域行政推進：10億円 サマージャンポ：663百万円（見込み） オータムジャンポ：212百万円（見込み） 交付額：7億円（見込み） 《累計：H19～H21》 総額：21億円 11市町：13.3億円（見込み） 新規：4,000万円（予算額） 	
②	■人事交流の推進	<ul style="list-style-type: none"> 県と市町村の相互交流 市町村研修職員要綱による研修 	<p>【実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> 16名 <p>【実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> 15名 人事交流の拡大の検討 	<ul style="list-style-type: none"> 6名 8名 	
③	■盛岡市の中核市への移行支援	<ul style="list-style-type: none"> 移譲に伴う人的支援 	<p>【実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> 移譲事務に係る職員派遣：1名 移譲事務に係る事前研修受入れ：9名 中核市業務支援のための派遣11名、割愛2名 		

番号	項目	内容	～20年度	平成21年度	平成22年度
(4) 広域振興局への再編の推進					
①	■ 県南広域振興圏：広域振興局体制の完成（総合支局廃止し、行政センターを設置）	・総合支局の廃止・行政センターの設置 ・再編に伴う県民サービス維持・確保	【検討】 ・庁内プロジェクトチーム等による移行時期等の検討（H19） ・県南局ワーキンググループ等による成果と課題の検証等（H19） ・庁内再編担当課長会議等による具体的組織等の検討（H20） 【実施】 ・基本的な考え方の公表 素案（H20年6月3日公表） 地域説明会の開催：延べ16回、841名参加 パブリック・コメントの実施：意見数403件 中間報告（H20年12月22日公表） 地域説明会の開催：延べ26回、1,073名参加 パブリック・コメントの実施：意見数829件 【検討】 ・県民サービスの維持・確保に向けた方策検討	【実施】 ・基本的考え方の公表 ・実施計画の公表 ・職員研修の実施 【検討】 ・県民サービスの維持・確保に向けた方策検討	【実施】 ・見直し後の組織スタート
②	■ 県南以外の広域振興圏：広域振興局体制への移行	・県北・沿岸圏域において広域振興圏単位での事務処理を拡大 ・広域振興局体制（本局、行政センター）への移行	【実施】 ・広域振興事業（4事業）及び地域振興推進費（3事業）による地域間連携（H19） ・広域振興事業（6事業）及び地域振興推進費（5事業）による地域間連携（H20） ・広域振興圏会議の設置等（H20） 【検討】 ・庁内プロジェクトチーム等による移行時期等の検討（H19） ・庁内再編担当課長会議等による具体的組織等の検討（H20） ・盛岡市の中核市移行を踏まえた盛岡市との役割分担・連携のあり方等の検討（H20） 【実施】 ・基本的考え方の公表 素案（H20年6月3日公表） 地域説明会の開催：延べ16回、841名参加 パブリック・コメントの実施：意見数403件 中間報告（H20年12月22日公表） 地域説明会の開催：延べ26回、1,073名参加 パブリック・コメントの実施：意見数829件	【実施】 ・地域振興推進費（県際・広域連携枠）について、県北・沿岸圏域に5,000千円を追加（H20:7,500千円⇒12,500千円） （検討） ・4広域振興局への移行を踏まえた局予算制度の検討 【実施】 ・基本的考え方の公表 ・実施計画の公表 ・職員研修の実施 【検討】 ・県民サービスの維持・確保に向けた方策検討	【実施】 ・見直し後の予算制度スタート 【実施】 ・広域振興局体制への移行

資料編

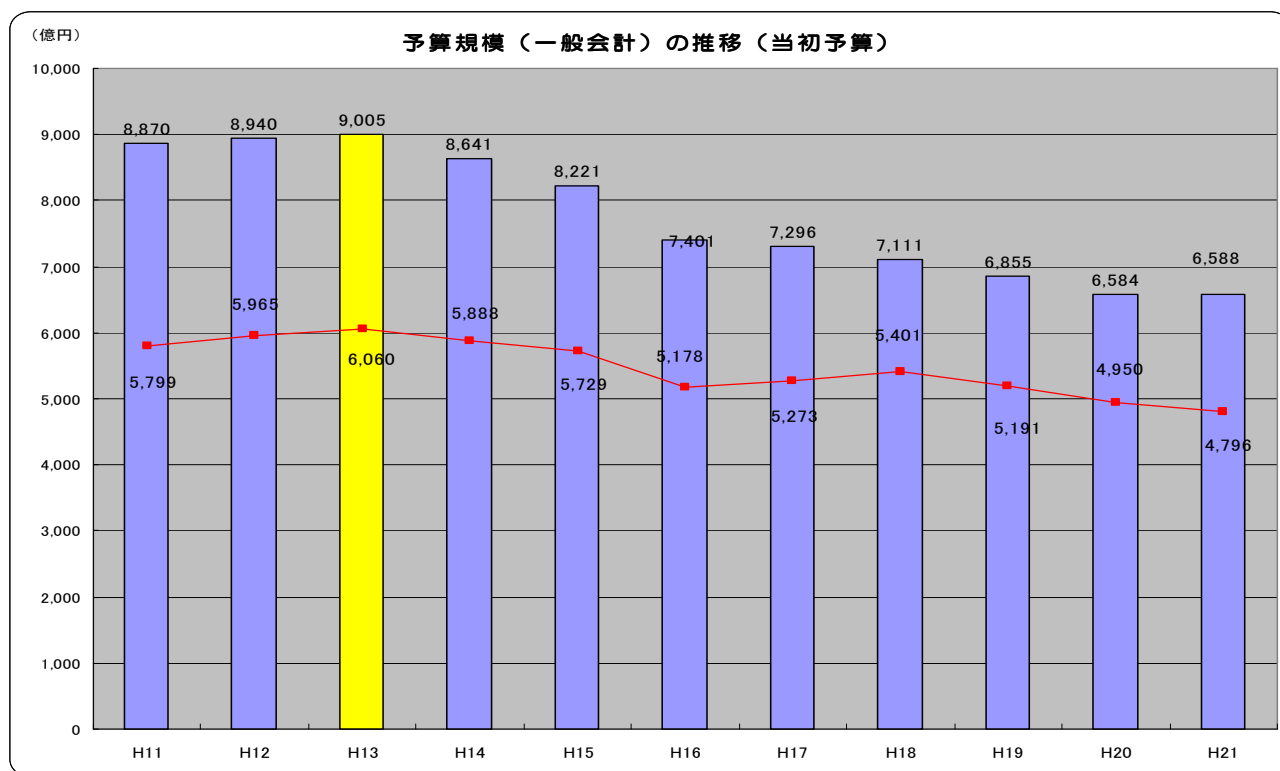
(資料1:本県の行財政の状況)

(資料2:行政経営指標)

資料 1：本県の行財政の状況

（本県の財政状況）

- 本県では、平成 4 年度から国の経済対策に呼応して、県民生活の向上や今後の発展の基盤となるインフラの整備促進を図ることを優先し、遅れていた社会資本整備を前倒しで集中的に進めてきました。
- このことに伴い、本県の予算規模は、平成 13 年度までは年々拡大し、9,000 億円を超える規模となりましたが、その後、地方交付税等の大幅な削減などにより多額の財源不足が見込まれたことから、「行財政構造改革プログラム」（H15～H18）、さらには「集中改革プログラム」（H19～H22）を策定し、歳入規模に見合った歳出規模を目指しながら、人件費や公共事業の抑制等歳出削減に取り組んできました。
- その結果、予算規模は年々縮小してきましたが、緊急性の高い課題である雇用の維持・創出や地域経済の活性化などを戦略的に推進するため、平成 21 年度は 6,588 億円と 8 年ぶりに対前年比プラスとなっています。



※ 1 H11、H15 及び H19 の予算額は、6 月補正後の額である。

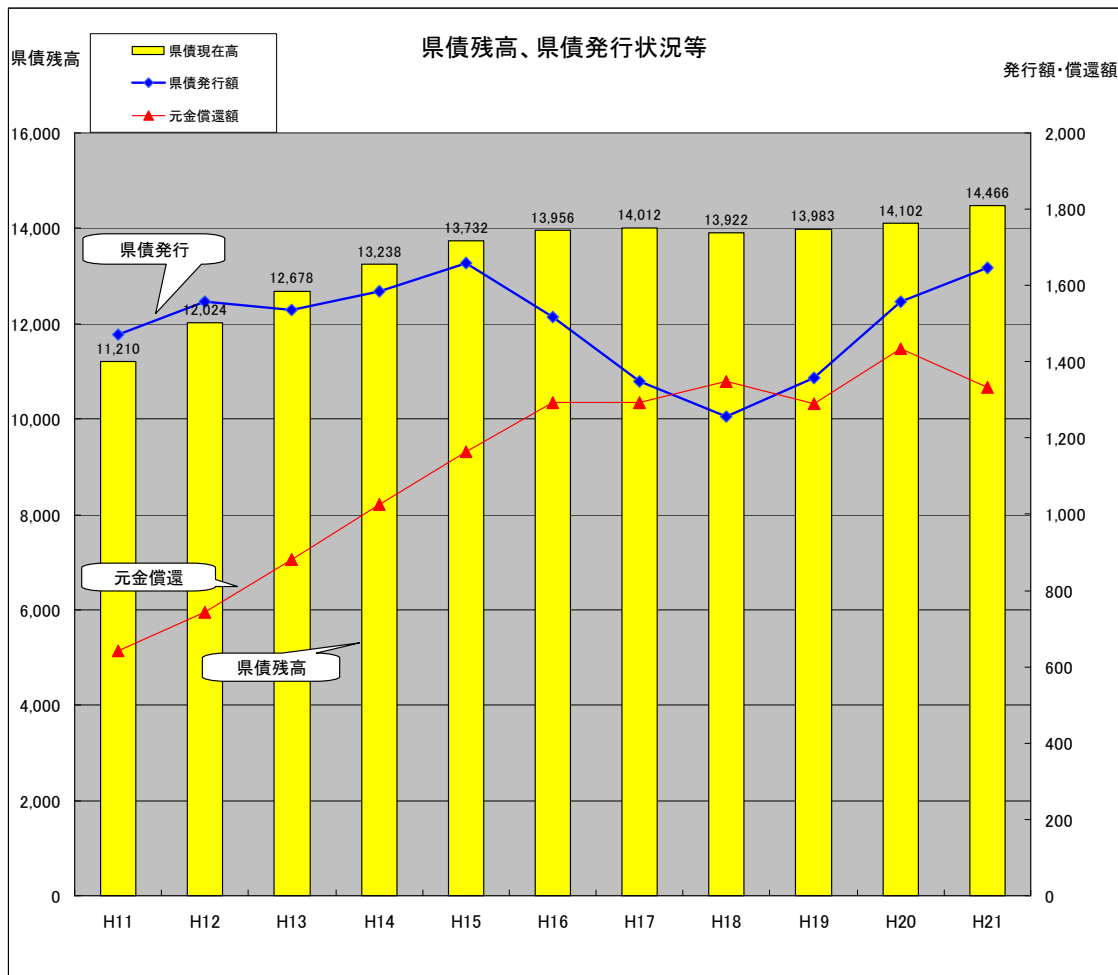
※ 2 予算額は、歳入は県債から借換債を除いた額、歳出は公債費から借換債相当額を除いた額である。

※ 3 折れ線グラフは、県債+一般財源の推移である。

- また、遅れていた社会資本の整備を前倒しで進めてきた一方で、多額の県債残高を抱えることとなったことから、公共事業費の適正化により県債発行を抑制してきた結果、それまで増加の一途をたどってきた県債残高が、平成 16 年度以降は概ね横ばいで推移する状況となりました。

- しかし、地方税収の大幅な減少や地方交付税の原資となる国税の減収に対応するため、交付税の振替として地方財政法第5条の特例となる地方債（臨時財政対策債）を大幅に増額することとされたことから、平成21年度は県債の発行を大幅に増額せざるを得ない状況となっています。

このため、平成21年度の本県のプライマリーバランスは大幅に赤字とならざるを得ず、これに伴い平成20～22年度の3年度間の合計においても、本県のプライマリーバランスは赤字となることが見込まれます。



※平成19年度までは決算、平成20年度は決算見込み、平成21年度は当初予算。

プライマリーバランスの推移

区分	H20	H21	H22	合計 (H20～22まで3年間)
プライマリーバランス	△99	△317	△242	△658
【参考】臨時財政対策債が平成20年2月策定時の中期財政見通しで見込んだ金額（H21:243億円、H22:188億円）のままであったとした場合のプライマリーバランス	△99	2	113	16

(注1) プライマリーバランスとは、当該年度の元金償還額から県債発行額を差し引いた数値である。この数値がプラスの場合は、県債残高が減少することとなる。

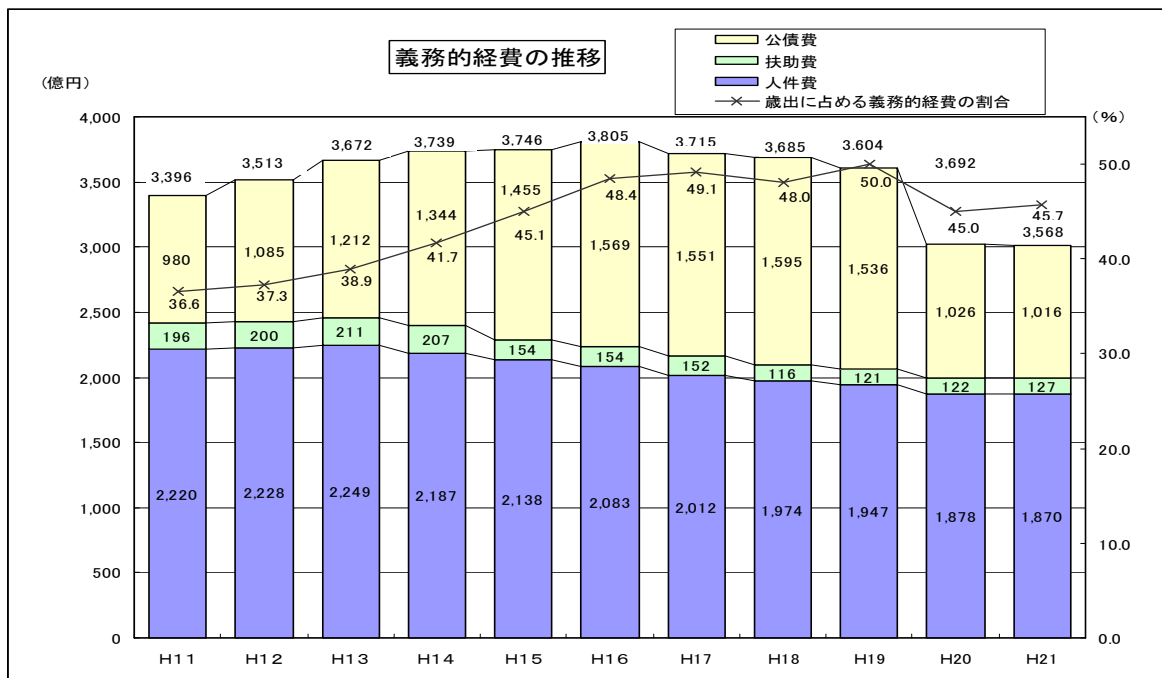
(注2) H20は、決算見込である。

(注3) 県債発行額及び元金償還額は、国の貸付金債等直接将来の負担とならないものは除いている。

(注4) 県債残高は、満期一括償還地方債に充てる積立金を差し引いた数値である。

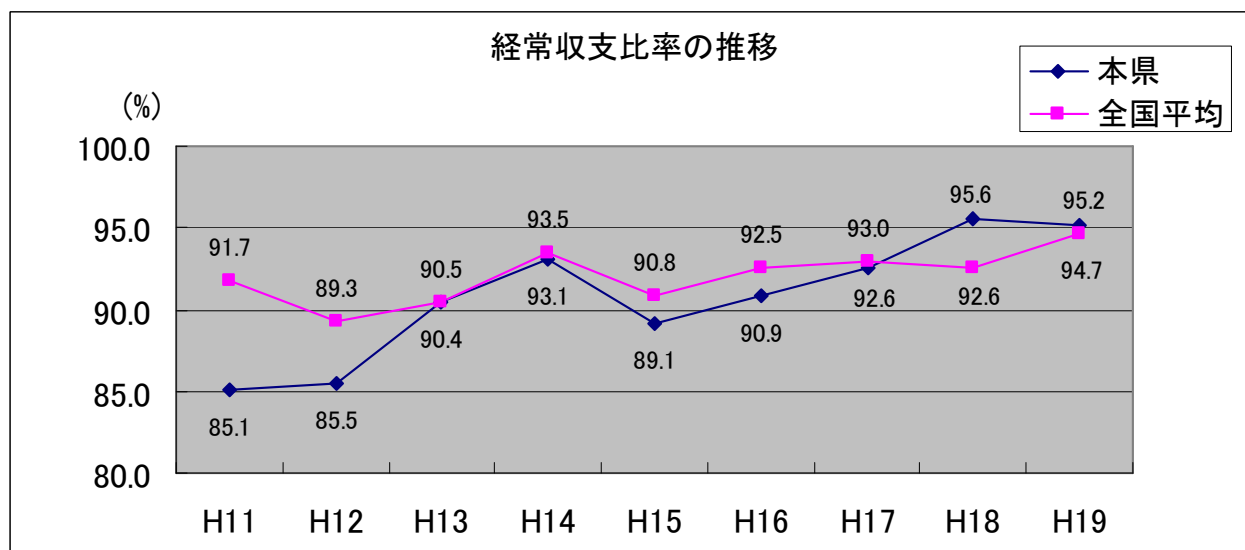
(財政の硬直性)

- これまでの取組により、職員定数の縮減、各種手当の見直し、給与構造の改革など人件費の削減や公共事業の抑制等、徹底した経費の削減に努めてきた結果、義務的経費の歳出に占める割合は平成19年度をピークとして平成20年度以降減少する傾向にあります。しかし、依然として過去の県債発行に伴う公債費が高い水準で推移するなど、財政が硬直化している状況が続いています。



注)H19までは決算額、H20は決算見込み、H21は当初予算額である。

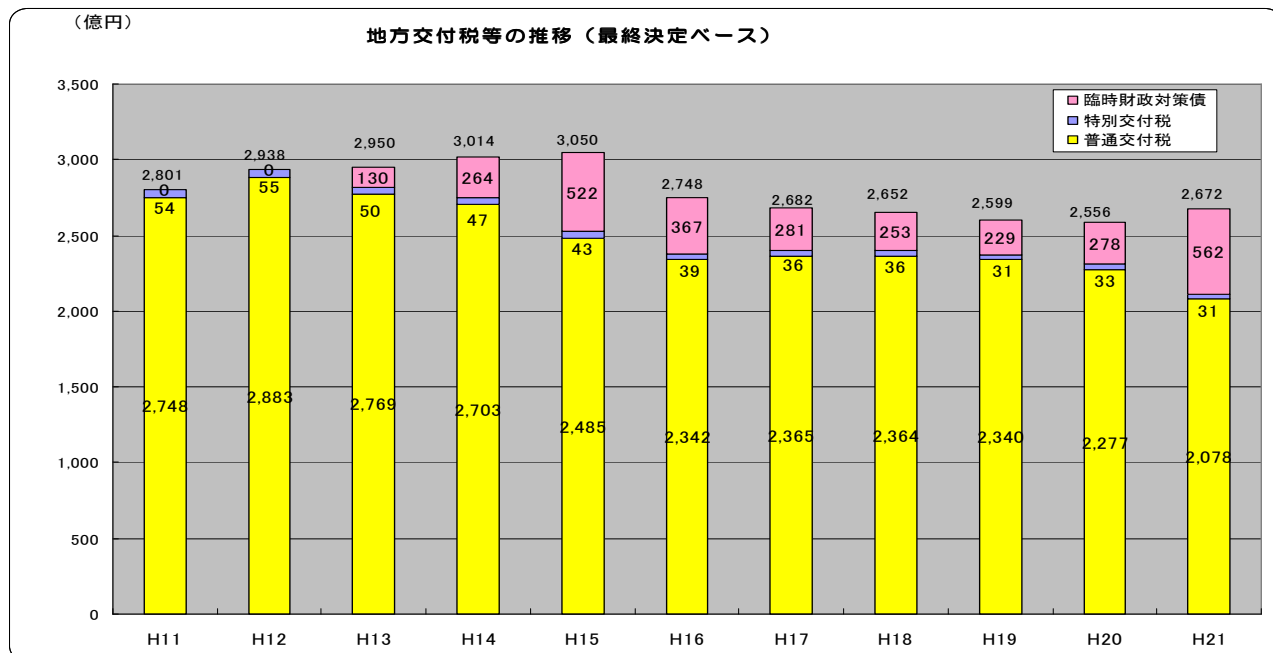
- また、県税収入が伸び悩む中、地方交付税等の削減により一般財源収入が大幅に減少したことなどから、財政構造の弾力性を示す経常収支比率^{※17}は、年々上昇し、財政構造の硬直化が進行しています。



注)全国平均値は加重平均である。

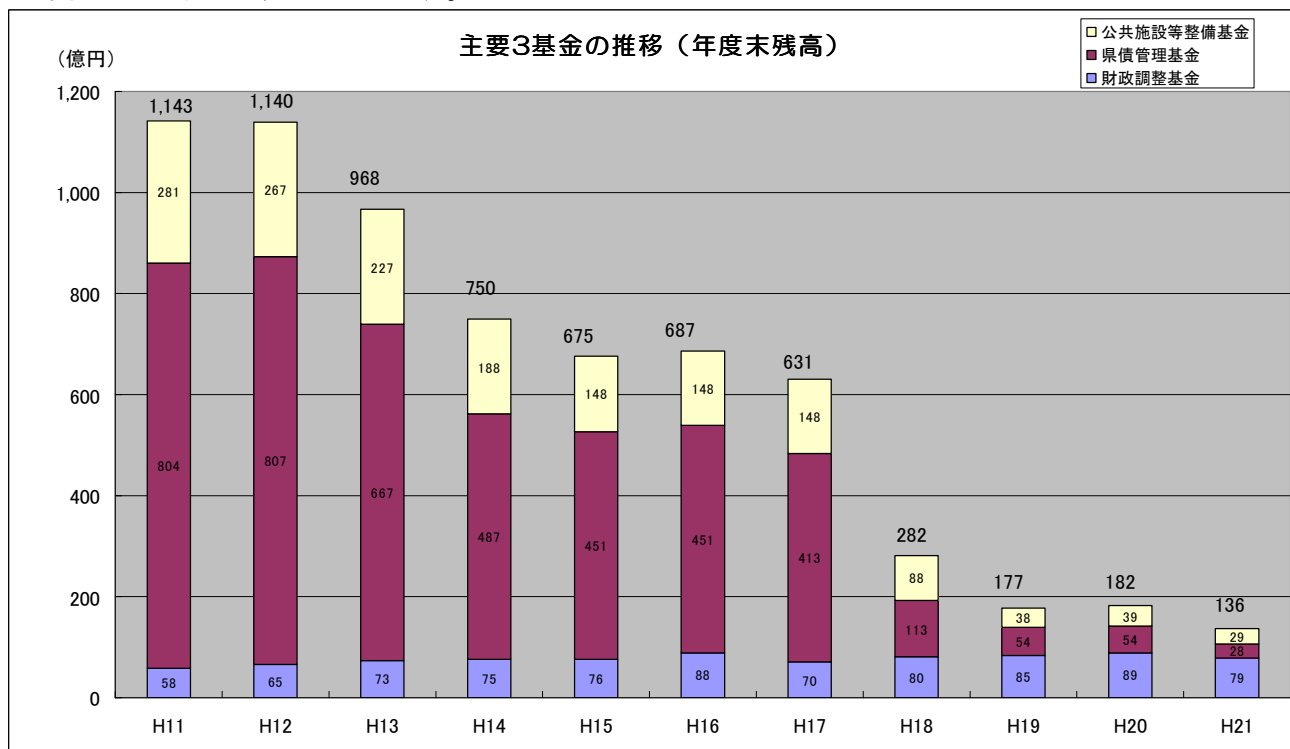
(地方交付税等の削減)

- このように、徹底した歳出削減に取り組んできているものの、予想を上回る近年の地方交付税等の大幅な削減により、毎年度の財政運営は基金の取崩しなどに頼らざるを得ない状況となり、極めて危機的な財政状況に陥っています。



(基金の状況)

- さらに主要3基金（財政調整基金、県債管理基金、公共施設等整備基金）の残高については、平成8年度の1,564億円をピークに大きく減少し、平成21年度末には、136億円程度になるものと見込まれます。



※ H21年度は当初予算時点での見込み額。

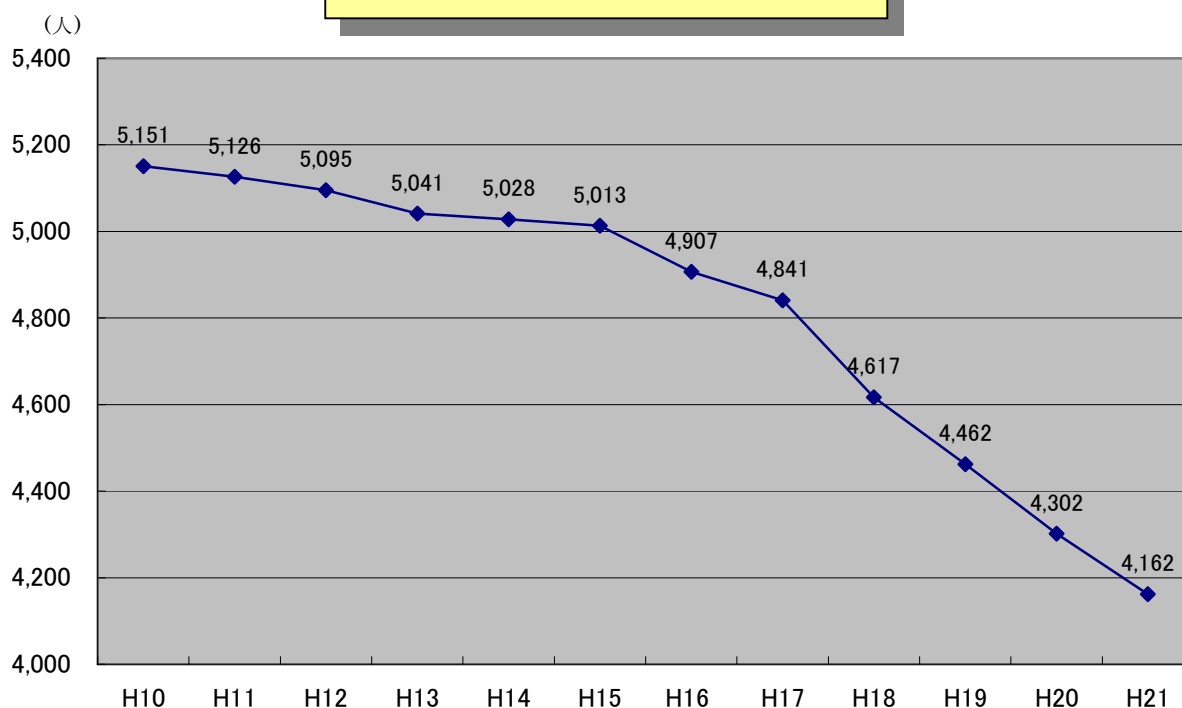
(職員体制の状況)

○ 本県では、事務事業の見直しなどを行いながら、組織・職員体制をスリムで効率的なものへと再構築するよう取り組んできました。

区分	平成19年度		平成21年度		差引(H21-H19)	
	職員数	割合	職員数	割合	差引	割合
職員数(県全体)	26,056人	100.0%	25,329人	100.0%	△727人	△2.8%
ア 知事部局	4,462人	17.1%	4,162人	16.4%	△300人	△6.7%
イ 教育委員会事務局等	366人	1.4%	351人	1.4%	△15人	△4.1%
ウ その他の委員会事務局	91人	0.3%	91人	0.4%	—	0.0%
一般行政部門(ア+イ+ウ)	4,919人	18.8%	4,604人	18.2%	△315人	△6.4%
エ 学校配置職員	13,914人	53.4%	13,460人	53.1%	△454人	△3.3%
オ 医療局	4,678人	18.0%	4,707人	18.6%	29人	0.6%
カ 企業局	128人	0.5%	127人	0.5%	△1人	△0.8%
キ 警察官(警察官以外含む)	2,417人	9.3%	2,431人	9.6%	14人	0.6%

※ 平成21年度の医療局職員数については、5月1日採用の看護師84名を含む。

知事部局における職員数の推移



※17 経常収支比率 財政構造の弾力性を判断する指標で、人件費、扶助費、公債費等の義務的経費に対し、県税や地方交付税など経常的に入る収入の割合

【資料 2】行政経営指標

この行政経営指標は、今回の改革の具体的な取組項目の進捗状況を示すとともに、改革の成果を評価・検証するために設定するものです。

指 標	平成20年度		平成21年度		差 引 (H21-H20)	
① 職員数 (県全体)	25,720 人	100.0%	25,329 人	100.0%	△ 391 人	△1.5%
ア 知事部局	4,302 人	16.7%	4,162 人	16.4%	△ 140 人	△3.3%
イ 教育委員会	14,053 人	54.6%	13,811 人	54.5%	△ 242 人	△1.7%
ウ 警察	2,421 人	9.4%	2,431 人	9.6%	10 人	0.4%
エ その他の委員会	92 人	0.4%	91 人	0.4%	△ 1 人	△1.1%
オ 医療局 ※1	4,725 人	18.4%	4,707 人	18.6%	△ 18 人	△0.4%
カ 企業局	127 人	0.5%	127 人	0.5%	0 人	0.0%
② 歳入予算 (財源別) ※2	658,352 百万円	100.0%	658,837 百万円	100.0%	485 百万円	0.1%
ア 自主財源 (県税、繰入金、諸収入等)	255,235 百万円	38.8%	242,669 百万円	36.8%	△ 12,566 百万円	△4.9%
県税	129,622 百万円 (19.7%)		104,761 百万円 (15.9%)		△ 24,861 百万円 (△19.2%)	
諸収入	75,543 百万円 (11.5%)		82,279 百万円 (12.5%)		6,736 百万円 (8.9%)	
その他	50,070 百万円 (7.6%)		55,629 百万円 (8.4%)		5,559 百万円 (11.1%)	
イ 依存財源 (地方交付税、国庫支出金、県債)	403,117 百万円	61.2%	416,168 百万円	63.2%	13,051 百万円	3.2%
③ 歳出予算 (性質別) ※2	658,352 百万円	100.0%	658,837 百万円	100.0%	485 百万円	0.1%
ア 義務的経費 (人件費、扶助費、公債費)	309,402 百万円	47.0%	301,239 百万円	45.7%	△ 8,163 百万円	△2.6%
人件費	192,392 百万円 (29.2%)		186,961 百万円 (28.4%)		△ 5,431 百万円 (△2.8%)	
扶助費	13,268 百万円 (2.0%)		12,668 百万円 (1.9%)		△ 600 百万円 (△4.5%)	
公債費	103,742 百万円 (15.8%)		101,611 百万円 (15.4%)		△ 2,131 百万円 (△2.1%)	
イ 投資的経費 (普通建設、災害復旧、失業対策)	121,466 百万円	18.5%	117,303 百万円	17.8%	△ 4,163 百万円	△3.4%
ウ その他経費 (物件費、補助費、貸付金等)	227,484 百万円	34.6%	240,295 百万円	36.5%	12,811 百万円	5.6%
④ 主要三基金残高 ※3	18,157 百万円	100.0%	13,621 百万円	100.0%	△ 4,536 百万円	△25.0%
ア 財政調整基金	8,915 百万円	49.1%	7,948 百万円	58.4%	△ 967 百万円	△10.8%
イ 県債管理基金	5,381 百万円	29.6%	2,802 百万円	20.6%	△ 2,579 百万円	△47.9%
ウ 公共施設等整備基金	3,861 百万円	21.3%	2,871 百万円	21.1%	△ 990 百万円	△25.6%
⑤ 県債依存度 ※2 (財源対策債等除き)	13.3% (5.4%)		16.6% (4.8%)			0.4% △0.6%
⑥ プライマリーバランスの均衡 (イ-ア) ※2※4	△ 77 億円		△ 317 億円			
ア 県債発行額	873 億円		1,092 億円		219 億円	25.1%
イ 元金償還額	795 億円		775 億円		△ 20 億円	△2.5%
⑦ 県債残高 ※3	14,157 億円		14,466 億円		309 億円	2.2%
⑧ 実質赤字比率 ※5	(H19決算) —	(なし)	—		—	
⑨ 連結実質赤字比率 ※5	(H19決算) —	(なし)	—		—	
⑩ 実質公債費比率 ※5	(H19決算) 15.3%		—		—	
⑪ 将来負担比率 ※5	(H19決算) 307.7%		—		—	
⑫ 経常収支比率 ※6	(H19決算) 95.2%		—		—	

指 標	平成20年度		平成21年度		差 引 (H21-H20)	
⑬ 部門別公共事業のシェア ※2	(予算額) 90,281 百万円	(構成比) 100.0%	(予算額) 93,044 百万円	(構成比) 100.0%	2,763 百万円	3.1%
ア 治山・治水・海岸	18,250 百万円	20.2%	19,891 百万円	21.4%	1,641 百万円	9.0%
イ 道路・街路	34,521 百万円	38.2%	35,879 百万円	38.6%	1,358 百万円	3.9%
ウ 住宅・下水・簡水	1,198 百万円	1.3%	1,205 百万円	1.3%	7 百万円	0.6%
エ 港湾	2,008 百万円	2.2%	2,087 百万円	2.2%	79 百万円	3.9%
オ 水産基盤	5,368 百万円	5.9%	5,894 百万円	6.3%	526 百万円	9.8%
カ 空港	1,409 百万円	1.6%	615 百万円	0.7%	△ 794 百万円	△56.4%
キ 農業農村整備	22,053 百万円	24.4%	22,433 百万円	24.1%	380 百万円	1.7%
ク 林道	3,801 百万円	4.2%	3,685 百万円	4.0%	△ 116 百万円	△3.1%
ケ 造林	1,283 百万円	1.4%	1,064 百万円	1.1%	△ 219 百万円	△17.1%
コ 自然公園	140 百万円	0.2%	140 百万円	0.2%	0 百万円	0.0%
サ 情報通信	250 百万円	0.3%	151 百万円	0.2%	△ 99 百万円	△39.6%
⑭ 県有未利用地の状況 ※7	352,795 m ²	76件	402,618 m ²	71件	49,823 m ²	△5件
⑮ 審議会数	116		115		△1	
⑯ 県出資等法人数	48 法人		44 法人		△4 法人	

※1) 平成21年度の職員数には、5月1日採用の看護師(84名)を含みます。

※2) 「平成20年度」欄、「平成21年度」欄とも、注記しているものを除いて、各年度の当初予算の数値です。また、各項目の数値は、端数処理の関係で合計値が一致しないことがあります。

※3) ⑤主要三基金残高、⑧県債残高については、平成20年度2月補正予算及び平成21年度当初予算を踏まえた数値であり、いずれも満期一括償還地方債に充てる積立金を差し引いた数値です。

※4) 「いわて農商工連携ファンド」による借入金及び中心市街地活性化基金に係る償還金を除いた数値です。

※5) ⑧実質赤字比率(3.75%)、⑨連結実質赤字比率(8.75%)、⑩実質公債費比率(25%)、⑪将来負担比率(400%)は、財政健全化法に基づく健全化判断比率です。○書きは、早期健全化基準値です。

※6) ⑫経常収支比率は、普通会計決算における比率です。

※7) 「平成20年度」欄は、平成20年3月31日現在、「平成21年度」欄は、平成21年3月31日現在の数値です。